



豊橋市
令和9年度(2027年度)
認定こども園／保育園
入園のご案内



目次

1. 保育園・認定こども園・幼稚園について	1
2. 園見学について	
3. 令和9年4月 受入可能月齢（予定）	2
4. クラス年齢／卒園	
5. 保育の必要な事由の認定について	3
6. 「妊娠・出産」、「育児休業」の認定に関する留意事項	4
「妊娠・出産」の認定で新規入園する場合	
「育児休業」の認定で新規入園する場合	
「育児休業」へ認定変更する場合	
7. 保育時間	5
8. 申込方法／期間／注意点	6
申込方法	
令和8年度途中入園申込と令和9年4月入園申込の併願	
同じ年度の申込みを新たに行う場合	
4月1日入園 一次申込み	
4月1日入園 二次申込み	
年度途中入園	
育児休業復帰者を対象とした保育利用予約制度	
申込みの際の注意点	
9. 提出書類	10
2号認定／3号認定を受けるすべての方が提出する書類	
該当する方が提出する書類（1～3号認定共通）	
家庭で保育ができないことを証明する書類（2号認定／3号認定）	
10. 選考について	13
選考方法のイメージ（パターン B）	
選考基準指数表	
11. きょうだい同時申込みについての意向確認	17
きょうだい同時申込みの意向 【例】	
12. 結果通知について	19
保育の必要性の認定について	
内定の有無について	
13. 転園について	20
14. 取下げについて	

15. 入園後について	21
保育時間	
認定の変更	
退園	
施設の利用ができなくなる場合	
16. 豊橋市に転入予定の方	23
17. 広域利用について	
豊橋市にお住まいで、豊橋市外の保育施設を利用したい方	
豊橋市外にお住まいで、豊橋市内の保育施設を利用したい方	
18. 保育料／副食費	24
保育料徴収額及び副食費負担額表	
納入について	
保育料の軽減	
副食費の軽減	
19. 特別支援保育	27
20. 休日保育	29
21. 預かり保育	30
22. 一時預かり	31
23. こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)	32
24. 病児保育	33
25. 区域別園一覧	35
認定こども園・保育園一覧	
とよはしの幼稚園	
26. 園基本情報一覧	37
27. Q&A	43

1. 保育園・認定こども園・幼稚園について

	施設の特徴
保育園	家庭で保育のできない保護者に代わって子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る児童福祉施設
認定こども園	保育園と幼稚園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

		保育の 必要な事由	クラス年齢	認定区分	入園の 申し込み方法
保育園		必要	0～5 歳	満 3 歳以上：2号認定 満 3 歳未満：3号認定	<u>必要書類を受付期間中にご提出ください</u> (詳しくは6～12ページをご確認ください)
認定 こども園	保育 部分	必要	0～5 歳	満 3 歳以上：2号認定 満 3 歳未満：3号認定	
	教育 部分	不要	3～5 歳	1 号認定	<u>希望する園へ 直接お問い合わせ ください</u>
幼稚園		不要	3～5 歳	一部の幼稚園では 1 号認定が必要	

※こども園の1号認定で在園中の児童が2号認定への変更を希望する際も申し込みが必要であり、選考の対象となります。

2. 園見学について

各園それぞれの教育方針、受入可能月齢や開所時間、実費徴収費、延長料金等、園によって異なるものもあります。申し込むすべての園について園見学などにより把握したうえでお申込みください。園見학을希望する場合は、各園にお問い合わせいただき、日程等あらかじめ調整してください。

園見学では、パンフレットやホームページだけではわからない施設の雰囲気や保育内容等を実際に確認できます。大切なお子さんを預ける場所ですので、入園した後に「思っていた教育方針や雰囲気と違う」、「聞いていないルールがある」など、大変な思いやトラブルがないように、お子さんを連れて園見学をしてください。

入園を希望する施設を見学し令和9年度の申込みにあたっての説明を園から直接受けましたら、「保育施設等利用申込チェックリスト」に説明を受けた日付をご記入ください。

3. 令和9年4月 受入可能月齢（予定）

私立保育園（29園）	受入可能月齢	私立こども園（32園）	受入可能月齢
塩 満	満11か月	ひまわり	満9か月
玉 川	10か月	むかい山	満8か月
東観音寺	満6か月	昭 和	満2か月
野 依	8か月	正 林 寺	満10か月
豊 南	満6か月	岩田大空	満6か月
高 塚	8か月	東 部	満6か月
二 川 東	8か月	円 通 寺	満6か月
谷 川	満6か月	高 師 東	満8か月
東 山	8か月	天 伯	満6か月
羽 田	満8か月	緑が丘	満7か月
福 岡	満8か月	明 照	10か月
牛 川	8か月	おおさき	満8か月
花ヶ崎	満8か月	三 宝	満6か月
こまどり	満8か月	長 栄	満6か月
柱	満8か月	下 条	満6か月
ひばり	満8か月	あしはら	8か月
三 郷	満9か月	春 日	8か月
松 葉	満6か月	前 芝	8か月
あくみ	満6か月	石 巻	満6か月
往 完	満10か月	老 津	8か月
みどり	6か月	大 村	満7か月
嵩 山	6か月	豊橋才能教育	12か月
賀 茂	満6か月	希望が丘	12か月
吉 田 方	満10か月	二 川	11か月
吉田方西	満10か月	牛川育英	満11か月
磯 辺	満8か月	恵 日	満12か月
植 田	満8か月	希望が丘第二	12か月
杉 山	満8か月	豊 橋 旭	満12か月
岩 西	満6か月	悟 真 寺	満12か月
		こ ば と	12か月
		上庄 夏の空	満6か月
		豊橋中央	満6か月
公立保育園（4園）	受入可能月齢	公立こども園（1園）	受入可能月齢
津 田	満4か月	こ じ か	満4か月
牛 川 東	満4か月		
くるみ	満4か月		
つつじが丘	満4か月		

受入可能月齢は園ごとに異なります。年度途中に変更する場合があるため、申込み前に必ず豊橋市役所保育課ホームページに掲載されている「空き状況・受入可能月齢」をご確認いただくか、入園希望園へお問い合わせください。

【満〇か月】

入園希望月の1日時点で到達していなければいけない月齢

【〇か月】

入園希望月中に到達していなければいけない月齢

【令和9年度から認定こども園へ移行予定の保育園】

- ・ひまわり保育園
- ・下条保育園
- ・あしはら保育園
- ・春日保育園
- ・前芝保育園
- ・石巻保育園

4. クラス年齢／卒園

クラス年齢	生年月日	卒園
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月31日
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日	令和14年3月31日
0歳児	令和8年4月2日～	令和15年3月31日

5. 保育の必要な事由の認定について

保育園や認定こども園の保育部分(2号または3号認定)を利用するには、家庭で保育ができない事由が認められる必要があります。また、保育の必要な事由によって認定期間が異なります。

保育の必要な事由	条件	認定期間
就労	1月あたり64時間以上の労働をしている場合 ※転職される方で新しい勤務先が決まっていない場合は、「求職活動」認定でお申込みください。 ※外国籍の方は就労可能な在留資格が必要となります。 ※「就労」認定の留意事項については、9ページ「就労の認定で申請される方」をご確認ください。	就労が継続している期間
妊娠・出産	母親が出産前後である場合 ※「妊娠・出産」認定の留意事項については、4ページをご確認ください。「就労」認定で入園し、入園月の翌月から「妊娠・出産」認定に変更する方は、入園月の就労時間が64時間(保育標準時間の場合は120時間)未満の場合、「妊娠・出産」の新規申請として扱います。	出産予定日の2か月前の月初から出産予定日の8週間経過後の月末まで (多胎児の場合は出産予定日の4か月前の月初から出産予定日の8週間経過後の月末まで)
疾病・障がい	保護者が疾病または心身に障がいがあり、保育ができない場合	医師の作成した診断書に記載されている期間
介護・看護	疾病または心身に障がいがある、または長期入院している親族を介護・看護している場合	医師の作成した診断書に記載されている期間
災害復旧	災害(火災、風水害、震災等)の復旧にあたっている場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合 ※育児休業の認定が終了する月の翌月からの「求職活動」認定は認められません。	3か月間
就学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学しているまたは公的職業訓練を受けている場合(1月あたり64時間以上)	在学証明書等に記載されている期間
育児休業	法律に基づく育児休業を利用している場合または申込児童に入園月時点で満12か月以下のきょうだいがいる場合 ※法律に基づく育児休業の延長手続きを行った場合は延長可能。 NEW 令和9年度より父母がともに育児休業の認定へ変更することが可能となりました(注)。 (注)父母が同時に育児休業の認定を取得した場合、認定期限は、育児に専念している最年少児童が満1歳になる誕生日の月末までとなります。なお、法律に基づく育児休業の延長手続きを行う場合、育児休業認定の延長が可能なのは、父母どちらかのみとなりますのでご注意ください。	法律に基づく育児休業を利用している方:育児休業を取得している期間 (例:育児・介護休業法…原則1年) 上記以外の方:育児に専念している最年少児童が満1歳になる誕生月の月末

※きょうだい同時申込みされる場合、保護者の保育の必要な事由は同一となります。きょうだいそれぞれが違う認定での申込みはできません。

※その他の理由で保育を希望する場合は保育課に相談してください。ただし、「下の子に手がかかるため」や「集団生活に慣れさせるため」というような理由のみでは2号/3号認定を受けることはできません。

6. 「妊娠・出産」、「育児休業」の認定に関する留意事項

〈「妊娠・出産」の認定で新規入園する場合〉

入園児童のクラス年齢	留意事項
0～2歳児クラス	「妊娠・出産」の認定期間終了後、 <u>「育児休業」の認定での継続利用はできません</u> (「妊娠・出産」の認定期間が終了したら退園)
3～5歳児クラス (年少以上)	「妊娠・出産」の認定期間終了後に 「育児休業」の認定で継続利用する場合は、 <u>下記の〈「育児休業」の認定で新規入園する場合〉をご覧ください。</u>

※1号認定および届出保育施設で受けていた認定から2・3号認定の「妊娠・出産」への変更は、「妊娠・出産」の新規申請として扱います。

〈「育児休業」の認定で新規入園する場合〉

入園児童のクラス年齢／条件			留意事項
0～2歳児クラス			<u>入園不可</u>
3～5歳児 クラス (年少以上)	法律に基づく 育児休業を 利用している方	<u>育児に専念している最年少児童の 育児休業が終了するまで</u> または <u>入園月が属する年度内</u> のどちらか早い方までに就労復帰する	入園可能 (ただし、就労復帰 できないことが 判明した時点で 退園となります)
	上記以外の方	<u>育児に専念している最年少児童が 満1歳になる誕生月の月末</u> または <u>入園月が属する年度内</u> のどちらか早い方までに就労復帰する	入園可能 (ただし、就労復帰 できないことが 判明した時点で 退園となります)
		<u>育児に専念している最年少児童が1才以上</u>	<u>入園不可</u>

※1号認定および届出保育施設で受けていた認定から2・3号認定の「育児休業」への変更は、「育児休業」の新規申請として扱います。

〈「育児休業」へ認定変更する場合〉

「疾病・障がい」や「介護・看護」など「就労」以外の事由で保育認定を受けている方が出産され、育児に専念される場合の「育児休業」の認定期間は、「育児休業」の認定で新規入園する方と同じです。ただし、「育児休業」の認定期間終了後は、変更前の認定に変更することが可能です。

7. 保育時間

保育の必要な事由によって保育必要量が区分されます。各園の開園時間等については39～42ページをご確認ください。

区分	保育時間等
保育標準時間(長時間保育)	1日11時間以内の利用
保育短時間(通常保育)	1日8時間以内の利用

保育の必要な事由		保育必要量
就労	実働時間 1 月あたり120時間以上* (内職を除く)	保育標準時間
	実働時間 1 月あたり64時間以上* (内職を含む)	保育短時間
就学	就学時間 1 月あたり120時間以上	保育標準時間
	就学時間 1 月あたり64時間以上	保育短時間
求職活動		保育短時間
育児休業		保育短時間
妊娠・出産／疾病・障がい／介護・看護／災害復旧		保育標準時間または保育短時間が選択可能

*実働時間には休憩時間を含みません。

【注意点】

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書裏面の希望する利用時間欄が未記入の場合は、一律、保育短時間とさせていただきますので、ご注意ください。
- ・就労／就学認定で標準時間の利用を希望していても、120時間以上(休憩を除く)/月に満たない場合、原則、保育標準時間の認定を受けることができません。
- ・在籍園の職員配置等の関係により標準時間の利用ができない場合がございますので、保育短時間から保育標準時間への変更を希望される場合は必ず事前に在籍園へご確認ください。

参 考 延長保育

保護者の勤務形態や恒常的な残業などやむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要な児童に対して、有料で延長保育を実施しています。延長保育を実施している園は39～42ページをご確認ください。延長保育の時間や取扱いについては、園により異なりますので、各園にお問合せください。

8. 申込方法／期間／注意点

〈申込方法〉

提出書類(詳しくは10～12ページをご確認ください)を保育課ホームページからダウンロードし(在庫がある場合は各園で受け取ることも可能です)、父母いずれかが第1希望園へご提出ください。豊橋市役所保育課への持参(平日のみ)も可能です。父母が提出できない場合は、郵送でご提出ください。郵送での提出については、9ページ「郵送による手続きについて」をご覧ください。

●令和8年度途中入園申込と令和9年4月入園申込の併願(同一施設を申込み場合を含む)
令和8年度途中入園申込と令和9年4月入園申込の併願は制度上可能ですが、どちらも内定となった場合は2人分の空き枠を使用し、保育施設の運営に影響が出る可能性があるため、申込予定のすべての保育施設へ事前にご相談ください。また、両方の内定が決まった場合は、どちらかの内定園の取下げ手続きが必要ですので、速やかに市役所保育課にお越しください。(詳しくは20ページをご確認ください。)認定期間が重複する部分がある場合は、申込期間が遅い方の認定(認定事由・期間・必要量)が優先されます。

●同じ年度の申込みを新たに行う場合

新たな申込みが優先され、過去の申込みは無効となります。

例:保留が続いている状態で新たな申込みを行った場合、保留中の申込み内容は無効となり、新たな申込みの内容で審査・選考されます。

〈4月1日入園 一次申込み -2号認定／3号認定-〉

【申込期間】 令和8年9月1日(火)～令和8年9月11日(金)

【結果通知】 内定通知を12月頃、最終的な結果の確定をお知らせする通知を3月頃に郵送予定です。

※一次申込みで内定園が決まらなかった場合(保育の必要性が認められなかった児童を除く)は、二次申込みでお申込みされた方々と一緒に二次申込みにて選考対象となります。

〈4月1日入園 二次申込み -2号認定／3号認定-〉

【申込期間】 令和9年1月6日(水)～令和9年1月15日(金)

【結果通知】 内定通知を2月頃、最終的な結果の確定をお知らせする通知を3月頃に郵送予定です。

〈年度途中入園〉

【結果通知】 結果通知を入園月の前月中旬頃に郵送予定です。

入園希望月		申込期間
	令和9年5月	令和9年3月15日(月)～令和9年3月19日(金)
	令和9年6月	令和9年4月16日(金)～令和9年4月22日(木)
◎	令和9年7月	令和9年5月19日(水)～令和9年5月25日(火)
	令和9年8月	令和9年6月16日(水)～令和9年6月22日(火)
	令和9年9月	令和9年7月16日(金)～令和9年7月23日(金)
◎	令和9年10月	令和9年8月18日(水)～令和9年8月24日(火)
	令和9年11月	令和9年9月15日(水)～令和9年9月22日(水)
	令和9年12月	令和9年10月18日(月)～令和9年10月22日(金)
◎	令和10年1月	令和9年11月16日(火)～令和9年11月22日(月)
	令和10年2月	令和9年12月14日(火)～令和9年12月20日(月)
	令和10年3月	令和10年1月18日(火)～令和10年1月24日(月)

◎…特別支援保育希望児童入園月

※1号認定の申込期間や締切は各園にお問合せいただき、提出書類は各園に提出してください。

〈育児休業復帰者を対象とした保育利用予約制度〉

法律に基づく育児休業を取得した保護者が、保育所への利用が内定している状況で安心して職場復帰に向けた準備ができるよう、育児休業復帰者を対象とした保育利用予約制度を実施します。

【申込要件(一部抜粋)】

豊橋市民の方または利用希望月1日までに豊橋市に転入予定の方で、申込児童が令和8年10月2日～令和9年4月1日生まれの方

※その他の要件は令和9年5月末までに保育課ホームページにて公開予定

【対象利用希望月】

令和9年10月～令和10年3月

【受付期間及び受付場所】

受付期間：令和9年6月1日(火)～令和9年6月11日(金)

受付場所：豊橋市役所保育課(東館2F) ※各保育施設では受け付けできません

【当制度を利用できる園】

※令和9年5月末までに保育課ホームページにて公開予定

【申請後の流れ】

結果通知：令和9年7月末までに郵送する予定です。

本制度にて利用施設が内定しなかった場合、保育施設等利用保留通知書は令和9年7月時点では発行いたしません。その場合、利用希望月から毎月自動的に選考されることになり、その後、保留となった場合に保留通知書を送付いたします。

自動的に選考されるのは、保留通知に記載されている保留の有効期限までです。

ただし、自動的に選考に上がるのは、最長でも年度末までとなります。

〈申込みの際の注意点〉

【就労の認定で申請される方】

「就労」の認定について、入園月中に就労することを前提に保育所等の利用を認めています。つまりは、入園月に就労できない場合においては「就労」の事由に該当せず、認定を取り消し、退園していただく場合や費用負担が発生する場合がございます。(参考負担額:定員100名の園で0歳児標準時間認定の場合、最低限必要な費用のみで月額約20万円)

入園月は必ず実働(有給休暇等はカウントしない)で1日以上就労をし、入園月の翌月以降は64時間以上(保育標準時間は120時間以上)就労してください。就労先に直接連絡し就労状況を確認する場合もありますので、ご承知おきください。

【郵送による手続きについて】

郵送による手続きを希望する場合は、代表保護者の写真付き身分確認証のコピーおよび個人番号確認書類(詳しくは10ページをご確認ください)を同封していただき、保育課入所グループ宛てに郵送してください。受付期間内に届いたもの(受付期間最終日の消印有効)のみ受けさせていただきます。宛先を「豊橋市役所保育課入所グループ」とし、朱書きで「保育所入園申込書類在中」と記載をお願いいたします。

郵送途中での紛失等については一切責任を負うことができず、郵送物が届いているかの問い合わせについてもお答えすることができませんので、予めご了承ください。(書留郵便等の対応を推奨します。)

【虚偽の申請や報告等をした場合について】

虚偽の申請や報告等をした場合、認定を取り消し、在籍園を退園していただく場合があります。虚偽の申請等が後から判明し、遡って認定を取り消した場合は、該当期間お子さんを保育するために要した費用を保護者にご負担いただく場合があります。(参考負担額:定員100名の園で0歳児標準時間認定の場合、最低限必要な費用のみで月額約20万円)

【転入/転出について】

入園月の1日に豊橋市への転入手続きが済んでいない場合は、入園できません。

豊橋市に転入予定の方が保留となり、入園希望月の1日(4月1日申込みは3月31日)までに豊橋市への転入が確認できない場合は、豊橋市で認定を受けることができないため、翌月以降の選考の対象となりません。引き続き入園希望される場合は、入園希望月の受付期間に改めて申請が必要となります。利用申込み後に申込児童が市外へ転出した場合は、選考の対象から外れます。再度転入する際は、改めて申請が必要となります。

【マイナンバー制度に伴う提出書類について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)に基づき、保育園の利用を希望する方は、申し込み手続きに必要な書類の一つである「子どものための教育・保育給付認定申請書」に個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。また、個人番号を記載していただくとともに、書類提出時の本人確認および個人番号確認が必要となります。なお、個人

番号は個人の特定および保育料算定等における所得情報連携に使用し、番号法に基づき適正に取り扱います。

9. 提出書類

保育の必要な事由によって必要な書類が異なります。入園希望月の状況(予定)をご記入ください。
申込締切日までに提出された書類により審査します。保育の必要性を判断するための書類に不備がある場合は、保育の必要性を表す指数(詳しくは15ページ「申請にあたっての注意点」をご確認ください)に影響を及ぼす場合がありますので、ご注意ください。

◎ すべての方が提出する書類(1～3号認定共通)

提出書類	
子どものための教育・保育給付認定申請書	申込児童一人につき1枚
個人番号(マイナンバー)確認書類 以下いずれか1点 ・個人番号カードのコピー(表裏両面) ・個人番号通知カードの個人番号がわかる面のコピー*1 ・個人番号が記載された住民票の写し(原本) ただし、以下両方を満たす場合は提出不要です ー 申込書類を保育課窓口で提出 ー 申込書類を提出する保護者が保育課窓口で自身の個人番号カード原本を提示	申込児童一人につき「子どものための教育・保育給付認定申請書」 右上「 <u>保護者氏名(園に持参する保護者)</u> 」欄に記入いただいた保護者1人分

*1 通知カードの記載事項(住所、氏名等)が住民票と一致していない場合は個人番号確認書類として利用できません。

◎ 2号認定／3号認定を受けるすべての方が提出する書類

提出書類	
保育施設等利用申込チェックリスト*2	申込児童一人につき1枚
保育施設等利用申込書(※コピーを手元に保管)	申込児童一人につき1枚
家庭で保育ができないことを証明する書類 (詳しくは12ページをご確認ください)	申込児童一人につき1枚 保護者(父母等)それぞれの分

※育児休業の延長申請において、就労先等へ「保育施設等利用申込書」のコピーの提出が必要になる可能性があるため、事前に申請者ご自身でコピーを取った上でお手元に保管し、入園申込にあたっては原本をご提出ください。

*2 きょうだいを同時にお申込みされる方で、保育施設等利用申込チェックリスト内「きょうだい同時申込みについての意向確認」が未記入の場合は、きょうだい意向がないものとして1人での申込みと同様にきょうだいそれぞれで選考をさせていただきます。

◎ 該当する方が提出する書類（1～3号認定共通）

提出書類	対象者等
在留カードのコピー（両面）	同一世帯の外国籍の方全員 ※「就労」の認定の場合、就労可能な在留資格が必要となります。
住民票 （世帯全員、続柄・世帯主記載のもの）	申込み時点で豊橋市外にお住まいの方 ※転入前の住民票をご提出ください
多子世帯届	以下2つとも満たす方（申込児童以外に保育施設をすでに利用/ 申込みしているきょうだいがいる場合は提出不要） 1. 申込児童が0歳～2歳児クラスに入園を希望 2. 申込児童が養育しているこどものうち第2子目以降（22歳 到達後の最初の3月31日を迎えるまでの年齢に限る）
副食費の特定教育・保育施設による 徴収に係る給付費支給申請書兼委任 状	以下2つとも満たす方 1. 申込児童が3歳～5歳児クラスに入園を希望 2. 申込児童が養育しているこどものうち第2子目以降（22歳 到達後の最初の3月31日を迎えるまでの年齢に限る）
施設等在籍証明書 （施設等在籍状況申立書）	障害児通所支援を利用するきょうだいがいる申込児童 ※施設等在籍証明書を申込期間までにご準備いただけない場合は、施設 等在籍状況申立書をご提出いただき、障害児通所支援の利用開始後、施 設等在籍証明書を必ず提出してください。
特別支援保育 児童状況調査票	特別支援保育を希望する申込児童（新規申込児童）
女性相談支援センター、配偶者暴力相 談支援センター、裁判所、警察等が発 行する DV を証明する公的証明書	配偶者等からの暴力（DV）により公的機関または保護施設 による支援を受けている方

※保育料算定のため、マイナンバーで所得の確認ができない場合など追加で書類のご提出をお願いさせていただく場合があります。

○ ひとり親家庭として申請できる条件と必要書類

世帯の状況	ひとり親家庭として 認められるか	ひとり親家庭と認定するために 追加で必要な書類
離婚が成立し、住民票が別世帯	可	不要
離婚調停中または協議中で 住民票が別世帯		<u>離婚調停中または協議中であることがわかる 裁判所等の書類のコピー</u>
同居または生計を共にする パートナーがいる	不可	ひとり親家庭として認めることができない ため、保護者（申込児童を監護している方） 2人分の家庭で保育ができないことを証明 する書類（12ページ参照）をご提出ください。
単身赴任等で別居中		

◎ 家庭で保育ができないことを証明する書類（2号認定／3号認定）

申込児童一人につき保護者(父母等)それぞれ、以下のいずれかをご提出ください。

ひとり親家庭として申請される世帯(詳しくは11ページをご覧ください)以外は、保護者(父母等)2人分の書類が必要となります。

保育の必要な事由	提出書類
就労	【自営業以外の方】 ・就労証明書 ←市指定の様式をご使用ください ※就労先で<u>入園希望月の勤務予定</u>を証明していただきご提出ください。 （入園希望月に就労することが読み取れない場合、認定ができない可能性があります。） ※<u>提出日時点で証明日より3か月以内のもの</u>で<u>直近の就労実績を確認できるもの</u>をご提出ください。 【自営業の方】 ・就労証明書 ←市指定の様式をご使用ください ・直近の確定申告書(第一表、第二表)のコピー ※直近の確定申告書がない場合は、「営業許可証、開業届(申込時点において開業後1年未満で確定申告をしていない場合のみ)、など」をご用意ください。
妊娠・出産	・母子健康手帳のコピー（表紙及び出産予定日が確認できるページ） ※表紙は「交付日」・「No」・「保護者氏名」が確認できるようにコピーをとってください ※多胎児の場合は、<u>それぞれの母子健康手帳のコピー</u>をご提出ください
疾病・障がい	・診断書（すべての方）←市指定の様式をご使用ください ・身体障害者手帳・療育手帳のコピー（所持している場合）
介護・看護	・診断書（すべての方）←市指定の様式をご使用ください ・身体障害者手帳・療育手帳のコピー（所持している場合）
求職活動	・求職活動申立書 ←市指定の様式をご使用ください
就学	・在籍期間がわかる書類（学生証または在学証明書） ・月あたりの授業時間数がわかる書類（時間割など）
育児休業	【法律に基づく育児休業を利用している方】 ・就労証明書(市指定の様式)または育児休業期間のわかる書類のコピー 【上記以外の方】 ・申立書 ←市指定の様式をご使用ください ※入園月に就労復帰する場合は「就労」の認定となるため、「育児休業」の提出書類は不要です。

10. 選考について

選考は、「選考基準指数表」(15～16ページ)に基づいてご家庭の状況に応じて保育の必要性を点数化し、点数の高い世帯から順に、空きのある希望園へ入園の内定を行います。選考はクラス年齢ごとに行われます。入園月の前月20日までに内定の取下げがあった場合は、保留者を繰り上げて内定します。

・選考は、保育所及び認定こども園の保育部分(2・3号認定)を利用する場合にのみ行われます。

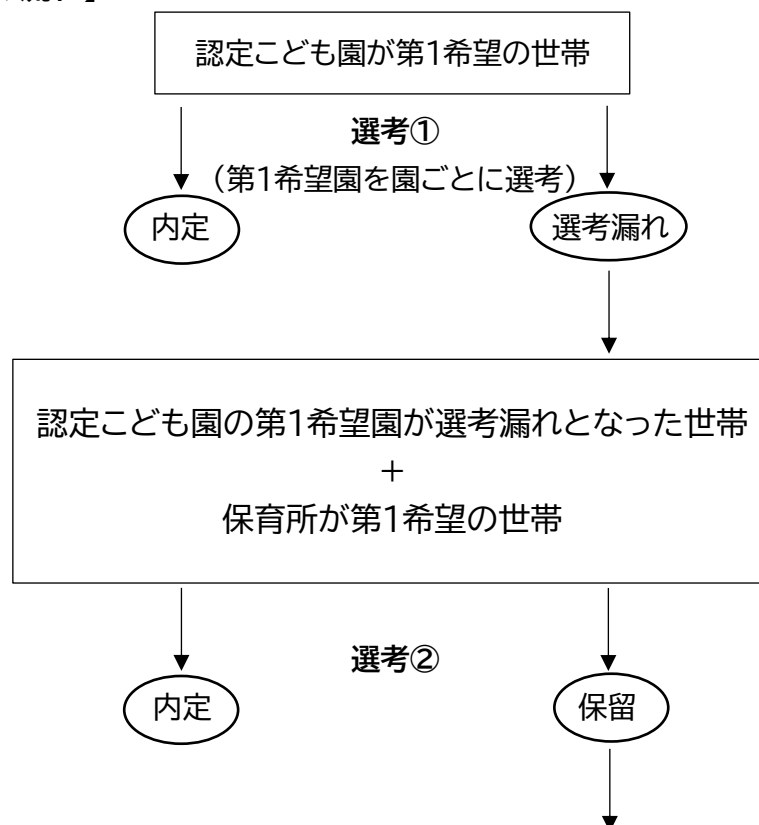
・選考方法は2種類ありますが、令和9年度(年度途中入園含む)についてはパターン B を用います。

【パターン A】施設の種別(保育所、認定こども園)に関わらず全体で選考

【パターン B】認定こども園は第1希望の園ごとに先に選考し、その後、第1希望の認定こども園に内定しなかった世帯と保育所を第1希望としている全世帯で再度選考

※原則の選考方法はパターン A ですが、過去3年間待機児童0人などの要件を満たす場合にのみパターン B が適用されます。翌年度以降の選考方法が同一とは限りませんので、あらかじめご承知おきください。

【パターン B の流れ】



保留通知に記載されている保留の有効期限までは、毎月自動的に選考されます。ただし、自動的に選考に上がるのは、最長でも年度末までです。

〈選考方法のイメージ（パターンB）〉

	A 保育園	B 保育園	C 保育園	D こども園	E こども園
受入可能児童数	2 人	1 人	5 人	3 人	2 人

児童	点数	第1希望園	第2希望園	第3希望園	第4希望園	第5希望園
児童1	40	A 保育園	B 保育園	D こども園		
児童2	40	D こども園				
児童3	40	E こども園	C 保育園	B 保育園	A 保育園	D こども園
児童4	40	B 保育園	D こども園	A 保育園		
児童5	39	B 保育園	E こども園	C 保育園	A 保育園	D こども園
児童6	39	E こども園				
児童7	38	E こども園	B 保育園	A 保育園	C 保育園	
児童8	36	B 保育園	E こども園	D こども園	A 保育園	C 保育園
児童9	35	B 保育園	A 保育園	D こども園		
児童10	35	A 保育園	B 保育園	E こども園	D こども園	C 保育園
児童11	35	D こども園	E こども園			

【選考①】

認定こども園が第1希望の世帯のみ、第1希望園の園ごとに選考

受入可能児童数を超える申込みがあった場合は、園ごとに点数の高い世帯から順に内定となります。

この時点での内定者：児童2、3、6、11

D こども園：募集3人、選考①の内定者2人のため、選考②に1人分の空きができる

E こども園：募集2人、選考①の内定者2人のため、選考②の空きはなくなる

【選考②】

認定こども園の第1希望園が選考漏れとなった世帯(①の未内定者)と保育園が第1希望の世帯で選考
点数の高い世帯から順に空きのある園へ内定となります。

内定者：児童1、4、5、7、8、10

保留者：児童9

選考基準指数表

豊橋市福祉事務所

【入園選考の考え方】

- ・利用申込みが各保育所等の受入可能児童数を超過した場合、指数合計の大きい者から入園できるものとする。
- ・指数は、基本指数（父母の状況）＋補正指数で求めるものとする。
- ・指数合計が同点の場合は、同点の場合の優先順位が高い者から入園できるものとする。
- ・審査の基準日は、申込期間の属する月の１日時点とする。ただし、年度途中入園の審査は、補正指数のうち「１号→２号の認定変更の場合（同じ施設での認定変更に限る）（「就労」認定の場合（＊１）のみ）」、「１号→２号の認定変更の場合（同じ施設での認定変更に限る）（上記以外）」と「既にきょうだいが在園している（入園月時点で在園している場合に限る）の３項目については、入園希望月の前月の１日時点の状態で審査するものとする。

【申請にあたっての注意点】

- ・申込締切日までに提出された書類等により審査する。
- ・書類の不備により保育の必要性の指数化の判断ができない場合は、同事由が該当する区分及び形態の最低点から－１点した指数をその者の基本指数として扱う。また、補正指数や同点の場合の優先順位が判断できない場合もそれぞれが該当しないものとして扱う。

○基本指数（父・母の状況）

区分	形態	就労内容	指数	父	母
１号	自営業以外	１か月２０日以上 １日７.５時間以上	２０		
		１か月２０日以上 １日６時間以上	１８		
		１か月２０日以上 １日４時間以上	１６		
		１か月１６日以上 １日７.５時間以上	１７		
		１か月１６日以上 １日６時間以上	１４		
		１か月１６日以上 １日４時間以上	１３		
		上記のいずれにも該当しないが、１か月６４時間以上	１２		
	自営業（農業含む）	内職	９		
	居宅外労働	自営業中心者 １か月２０日以上 １日７.５時間以上	２０		
		自営業中心者 １か月１６日以上 １日４時間以上	１６		
		自営業協力者 １か月２０日以上 １日７.５時間以上	１４		
		自営業協力者 １か月１６日以上 １日４時間以上	１２		
		上記のいずれにも該当しないが、１か月６４時間以上	１１		
	居宅内労働	自営業中心者 １か月２０日以上 １日７.５時間以上	１９		
		自営業中心者 １か月１６日以上 １日４時間以上	１５		
		自営業協力者 １か月２０日以上 １日７.５時間以上	１３		
		自営業協力者 １か月１６日以上 １日４時間以上	１１		
		上記のいずれにも該当しないが、１か月６４時間以上	１０		
２号	出産等	出産	１８		
３号	疾病・障がい等	入院中もしくは入院予定の者	２０		
		入院に相当する治療や常時安静を要する自宅療養で常に病臥している者	２０		
		精神性、感染性等の疾病で長期療養を要する者	１８		
		１か月以上の疾病で週３日以上通院を要する者	１６		
		医師の診断にて安静を要すると診断された者、あるいは１か月以上の疾病で上記以外の者	１２		
		身体障害者１・２級/精神障害者手帳１・２級/療育手帳Ａ判定	２０		
		身体障害者３・４級/精神障害者手帳３級/療育手帳Ｂ判定	１６		
		身体障害者５・６級/療育手帳Ｃ判定	１２		
４号	介護・看護	きょうだいの母子通園	２０		
		同居の親族(祖父母・両親・きょうだい)の自宅介護・看護	１６		
		入院している親族の介護・看護(常時、父もしくは母の介護・看護を必要とする場合に限る)	１４		
５号	災害	家庭の災害復旧	２０		
６号	求職活動	求職活動（起業の準備含む。）を継続的に行っている場合	５		
７号	通学	学校教育法に定める学校等の教育施設に通学している場合（通信教育は除く）	自営業以外に準ずる		
	職業訓練	公共職業訓練施設等において訓練を受けている場合			
８号	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われる恐れがあると認められる場合	２０		
９号	ＤＶ	配偶者からの暴力（ＤＶ）により子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合	２０		
その他		育児介護休業法に基づく育児休業の場合（最年少児が満１歳に達するまで育児に専念する場合含む）	４		
		上記以外で社会的養護の観点から市長が特に必要と認める場合	(＊２)		

○補正指数

保護者の状況等	指数
ひとり親家庭	2 2
生活保護世帯	2
多胎児を妊娠している（妊娠・出産事由のみ）	2
1号 → 2号の認定変更の場合（同じ施設での認定変更に限る） （「就労」認定の場合（＊１）のみ）	優先 （＊３）
1号 → 2号の認定変更の場合（同じ施設での認定変更に限る）（上記以外）	6
希望施設を全て見学している場合（＊４）	2
自宅住所がある区域（＊５）の保育施設に申込みする場合	2
市内の保育施設もしくは幼稚園で正規職員として就労する場合、または市内の保育施設 もしくは幼稚園で非正規職員として１日６時間以上かつ２０日以上就労する場合 （保育士・保育教諭・幼稚園教諭、医療的ケア児の保育に携わる看護師のみ）	優先 （＊３）
市内の保育施設または幼稚園で就労する場合（上記以外） （保育士・保育教諭・幼稚園教諭、医療的ケア児の保育に携わる看護師のみ）	6
育休復帰が入園月の翌月から起算して５か月以内（３歳以上児・育児休業認定に限る）	-2
育休復帰が入園月の翌月から起算して８か月以内（３歳以上児・育児休業認定に限る）	-4
育休復帰が入園月の翌月から起算して９か月以降（３歳以上児・育児休業認定に限る）	-6
就労予定（通学予定含む） 市内の保育施設または幼稚園で就労する保育士・保育教諭・幼稚園教諭、医療的ケア児の保育に携わる看護師を除く	-3
入園内定（決定）後、自己都合（＊６）で辞退し、入園予定月の同年度内に申込みをした場合	-1 0
現在保育料の滞納がある場合	-3 0

児童の状況等	指数
既にきょうだいが在園している（入園月時点で在園している場合に限る）	優先 （＊３）
きょうだいが同時に新規入園申込みをする場合	7
特別な支援を必要とする児童（体験保育対象児）	8
きょうだいが障害児	2
0～2歳児のみ保育する園（あくみ・つつじが丘）の卒園に伴い転園する場合（＊７）	1 0
医療的ケア児（希望園に事前相談し、受入体制に目途が立っている場合に限る）	2 0

○同点の場合の優先順位

同点の場合の優先順位	
①	当該保育所等の希望順位が高いもの
②	保護者のいずれかが、市内保育所、市内認定こども園、市内地域型保育事業所に保育士又は保育教諭として勤務（予定を含む）の場合
③	同居（世帯が別であっても同一敷地または同一建物の場合含む）の祖父母がいない場合
④	希望する保育所等をきょうだいが利用している場合
⑤	きょうだいが同時に新規入園申込みをする場合
⑥	ひとり親世帯（祖父母同居なし）
⑦	ひとり親世帯（祖父母同居あり）
⑧	生活保護世帯
⑨	保育している就学前の子どもの多い世帯（住民票等にて確認できる同一世帯に限る。）
⑩	補正指数（滞納を除く）を含まない基本指数の高い世帯
⑪	本市保育料徴収額表の階層低位順（期限までに必要な税資料の提出がない場合、最高階層とする）。 同一階層の場合は保育料の算定に用いる課税年度の住民税の課税の基礎となる所得額（マイナスの場合は０とする。）が低い世帯を優先する。 同一所得額の場合は同一世帯の収入額合計等が低い世帯を優先とする。

上記によっても決まらない場合は抽選とする

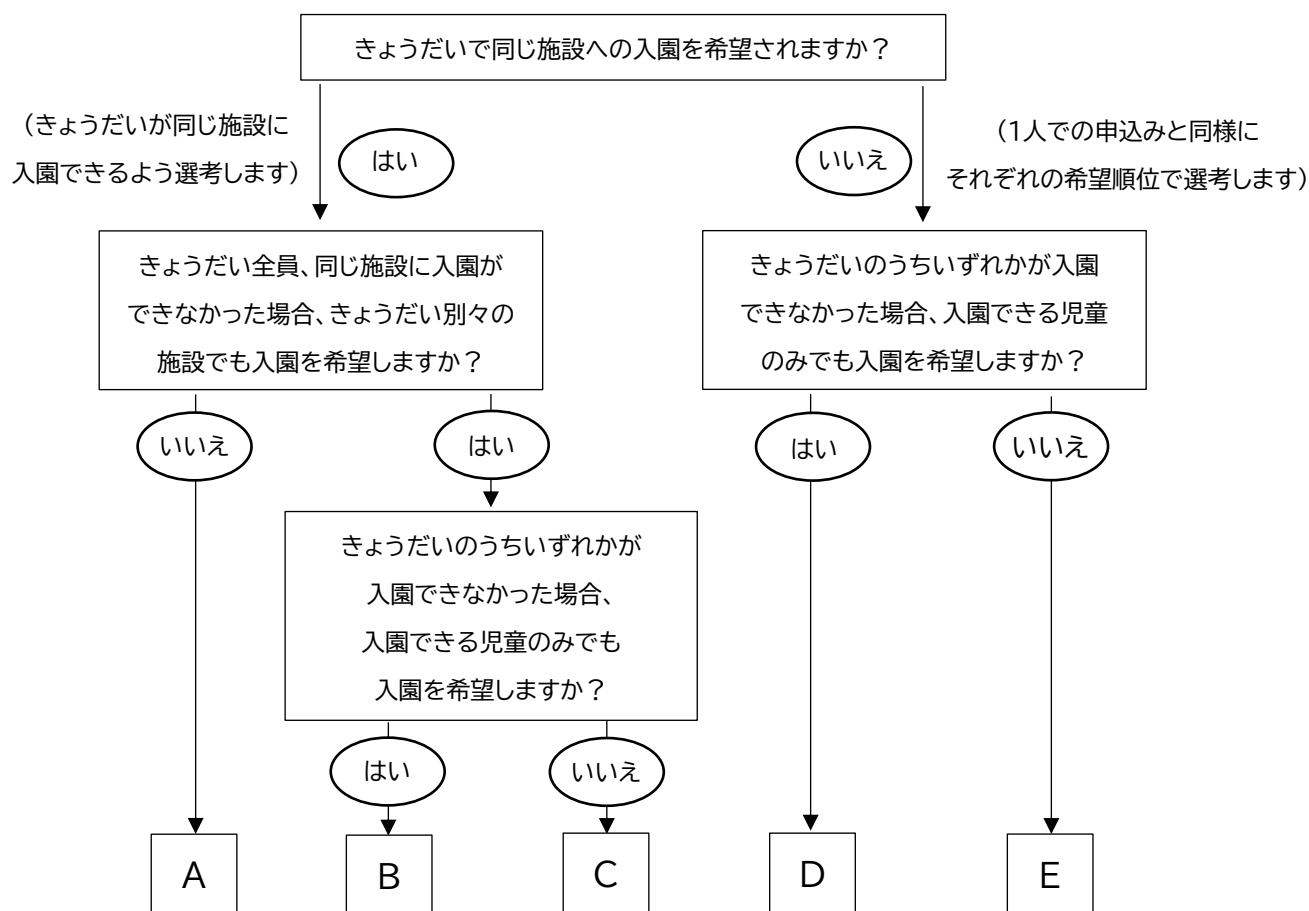
○備考

- * 1 保育の必要な事由が、父・母ともに「就労」である、あるいはひとり親家庭の保護者において「就労」である場合
- * 2 当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する
- * 3 受入可能人数内において優先して入園するため、優先児童数が受入可能人数を超過した場合は優先児童のうちで指数が高い児童から入園できるものとする
- * 4 チェックリスト裏面に見学年月日を記入した場合に加点対象とする
前年度以前の見学日も加点対象とするが、入所希望施設に最新の情報を改めて確認すること
- * 5 「入園のご案内」の「区域別園一覧」より該当する区域を判断する
- * 6 やむを得ない事情（児童の長期入院など本人の意思によらない事情）がある場合を除くが、「やむを得ない事情」かどうかを判断するための根拠書類等を提出していただく場合がある
- * 7 2歳児クラスの児童が翌年度４月からの入園を申し込む場合に限る

11. きょうだい同時申込みについての意向確認

きょうだいで同時に申込みされた方については、保育施設等利用申込チェックリストに記入された意向をもとに選考を行います。こちらのページに従ってチェックリストをご記入ください。また、優先順位が高い世帯から希望施設の順位に基づいて入園が調整できるよう意向を伺います。

※上の子が在園中で下の子のみを申し込む場合は「同時申込み」に該当しません。ただし、下の子の新規入園申込と同時に上の子が1号認定から2号認定へ変更もしくは転園する場合は「同時申込み」に該当します。



A	きょうだい <u>全員同じ施設でないと入園を希望しない</u>
B	きょうだい全員同じ施設を希望するが、 入園できない児童がいても <u>入園できる児童だけでも入園したい</u>
C	きょうだい全員同じ施設を希望するが、 <u>別々の施設でも全員が入園できる場合のみ入園したい</u>
D	きょうだい <u>それぞれでの選考を希望するが</u> 、 入園できない児童がいても <u>入園できる児童だけでも入園したい</u>
E	きょうだい <u>それぞれでの選考を希望するが</u> 、 <u>全員が入園できる場合のみ入園したい</u>

※「A」、「B」、「C」を選択された場合、きょうだいで同じ施設に入園できることを優先するため、きょうだいのうち1人が希望順位の高い施設に入園できるような状況においても、希望順位は低いが、きょうだい全員が入園できる施設に決定する場合があります。

〈きょうだい同時申込みの意向【例】〉

【A、B、C の例】 きょうだいの選考結果によって希望順位が低くてもきょうだい全員が入園できる施設に決定する可能性があります。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
第1子	○	○	○	⇒	第1子	—	入園決定
第2子	×	○	○		第2子	保留	入園決定

【A、C、E の例】 1号認定で在園中の児童の2号認定への変更が保留となった際、1号認定で在籍園に通い続けられる場合でも、第2子は保留となります。

	第1希望		第1希望
第1子（1号認定で在園中）	×	⇒	第1子（1号認定で在園中）
第2子	○		第2子

【B の例】 きょうだいが別々の施設になる可能性があり、1人だけ入園決定となる可能性もあります。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
第1子	○	×	×	⇒	第1子	入園決定	—
第2子	×	×	×		第2子	保留	保留

【C の例】 きょうだいで別々の施設となる可能性があります。なお、いずれかのきょうだいが入園できない場合、すべての児童が保留となります。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
第1子	○	○	○	⇒	第1子	保留	保留
第2子	×	×	×		第2子	保留	保留

【D の例】 場合によっては、1人だけ入園決定となる可能性もあります。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
第1子	○	○	×	⇒	第1子	入園決定	—
第2子	×	○	×		第2子	保留	入園決定

【E の例】 いずれかのきょうだいが入園できない場合、すべての児童が保留となります。

	第1希望	第2希望	第3希望		第1希望	第2希望	第3希望
第1子	○	○	×	⇒	第1子	保留	保留
第2子	×	×	×		第2子	保留	保留

12. 結果通知について

〈保育の必要性の認定について〉

結果	送付する通知
保育の必要性が認められた場合	子どものための教育・保育給付認定決定通知書
保育の必要性が認められない場合	子どものための教育・保育給付不認定通知書

※3号認定の有効期間が3歳の誕生日の2日前までとなっている場合は、自動的に2号認定へ変更し、通知させていただきます。

〈内定の有無について〉

保育の必要性が認められた児童については、以下の通知をお送りします。

結果	送付する通知	送付時期
選考の結果、 入園する園が 決まった場合	保育施設等 利用内定通知書	4月1日入園 一次申込み:令和8年12月頃 4月1日入園 二次申込み:令和9年2月頃 ※年度途中入園は発行されません。
	保育施設等 利用承諾書	4月1日入園:令和9年3月末までに 年度途中入園:入園希望月の前月中旬頃
選考の結果、 入園する園が 決まらなかった場合	保育施設等 利用申込結果通知書	4月1日入園 一次申込み:令和8年12月頃 ※4月1日入園二次申込み、年度途中入園は発行されません。
	保育施設等 利用保留通知書 (毎回お送りします)	4月1日入園:令和9年2月頃 年度途中入園:入園希望月の前月中旬頃

※内定が決まらなかった場合、認定期間内(保留通知に記載されている保留の有効期限内)は毎月、自動的に選考されます。ただし、自動的に選考されるのは、最長でも年度末までです。

13. 転園について

NEW 令和9年度より転園を伴う入園申込みをした場合の退園制度を廃止しました。

保育園または認定こども園の保育部分に在園中の児童が転園を希望する場合は、新規の利用申込と同様の手続きが必要です。利用申込後の選考の結果、希望する施設へ転園できない場合がありますが、引き続き在籍園へ通うことは可能です(継続利用を希望する場合のみ)。ただし、希望施設へ内定後に元の施設へ戻ることはできませんのでご注意ください。

転園の申込をする際は、在籍園の受入体制等に影響を及ぼすため、必ず転園の申込をすることを在籍園へ事前にお伝えください。また、転園できなかった場合に、引き続き在籍園を継続利用するかの意向も必ず在籍園へお伝えください。

2・3号認定→2・3号認定の転園	転園希望月の申込期間内に必要書類をご提出ください。申込方法については、6～9ページをご確認ください。
1号認定→2号認定の転園 (在籍園での1号→2号認定への変更を含む)	選考の結果、2号認定で入園できなかった場合に保留中も引き続き1号認定で通い続けることが可能かどうか、 <u>在籍園へ事前にご確認ください。</u>

14. 取下げについて

保育施設等の利用申込を取りやめる場合は、取下げのお手続きが必要ですので、速やかに保育課へお越しください。内定が決まっていた方は、取下げをする旨、内定園へも速やかにご連絡ください。

【対象者】

- ・ 保留となり、その後の選考が必要ない方
- ・ 内定園が決まったが、辞退されたい方
(内定園の変更はできないため、園の変更を希望する場合は、改めて申請が必要となります。)
- ・ 書類提出時から状況が変わったため再申請する方

【注意事項】

- ・ 入園月の前月末までに保育課にて取下げを行わなかった場合は、保育施設等の利用の有無にかかわらず、保育料等が発生するため、ご注意ください。
- ・ 利用可能となった施設の入園を辞退する場合、保育施設等利用保留通知書は交付できません。
- ・ 取下げ後、再度認定、保育利用を希望する場合は、再度お申込みください。
- ・ 取下げ自体を撤回することはできませんので、予めご注意ください。
- ・ 内定施設は、お子さんの受入れのためにさまざまな準備を行っています。安易な入園取下げは保育施設が大変困ってしまいます。やむを得ない事情もなく利用可能となった施設の入園を辞退した場合、同年度内に申込みをする場合の選考時に減点となりますのでご注意ください。
(詳しくは16ページをご覧ください。)

15. 入園後について

〈保育時間〉

【入園当初の保育時間】

入園当初から長時間保育になりますと、お子さんにとって大きな負担となり、集団生活に慣れにくくなります。お子さんが園に慣れるため、短い保育時間から始めること(ならし保育)がありますのでご了承ください。

【土曜日の保育】

土曜日に、ご両親のどちらかが休日の場合は、極力ご家庭で保育をされるようにお願いします。

【園児のお迎え】

園の利用は、就労時間などにより、実際に保育が必要な時間のみとなります。長時間園で過ごすことはお子さんの負担にもなりますので、お仕事が終わり、お迎え可能な時間となりましたら、速やかにお迎えに来ていただくようお願いします。

〈認定の変更〉

保育施設等を利用するには、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。入園後、以下に該当するようになったときは、在籍園へ申出の上、園経由で変更希望月の前月の20日まで(20日が土日祝の場合はその前の営業日まで)に必要な書類の提出をお願いします。

※園への提出期日を20日より早く設定している園もありますので、在籍園でご確認ください。

- ・認定されている「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わる場合(就労先や勤務時間等、就労の状況が変わった場合や仕事を辞める場合など)
- ・利用時間(短時間・標準時間)の変更を希望する場合
- ・家族構成に変更が生じた場合(婚姻・離婚・単身赴任・祖父母等との同居など)
- ・保護者の転勤等により代表保護者を変更する場合

※その他、何らかの世帯状況の変化で手続きが必要な場合もあります。まずは保育課へご相談ください。

【必要書類】

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書
- ・家庭で保育ができないことを証明する書類 (詳しくは12ページをご確認ください)

【留意点】

- ・妊娠をされている方で「妊娠・出産」の認定以外でお申込みされる場合は、入園後に就労の実績などを確認させていただく場合があります。

〈退園〉

退園を希望する場合は、速やかに在籍園へお伝えいただき、退園する月末までに在籍園を通じて「保育施設等退園届」をご提出ください。提出期限を月末よりも早く設定している園もありますので、在籍園でご確認ください。なお、園の利用は原則月ごとですので、届け出があった月の末日の退園となります。

〈施設の利用ができなくなる場合〉

以下の1～4のいずれかに該当する場合は、保育施設の利用ができなくなります。

【1. 市外へ転出したとき】

保育施設の利用は、原則、月の初日に豊橋市内に住民票があることが条件となります。転出の予定がある場合は速やかに在籍園にお申し出いただき、園を経由して退園届の提出をお願いします。1号認定および幼稚園の退園届の提出については、在籍園でご確認ください。

【2. 保育施設を一定期間利用していないとき】

ご家庭の事情等を含め保育施設等を一定期間利用していない場合は、保育の必要性がなくなったと判断し、退園となる場合があります。

例) 出産のために里帰りするため、1か月以上登園予定がない場合

【3. 保育の必要性がなくなったとき(2号/3号認定の方)】

入園後に家庭の事情等により保育の必要性を満たす事由が無くなった場合は、原則、認定を取り消し、保育認定として園の継続利用はできなくなりますので、速やかに在籍園または保育課に報告してください。

【4. 虚偽の申請や報告等をしたとき】

虚偽の申請や報告等をした場合、また、保育課からの報告等の求めに対し報告等を怠った場合は、認定を取り消し、在籍園を退園していただく場合があります。

上記のいずれかの理由で遡って認定を取り消した場合は、該当期間お子さんを保育するために要した費用を保護者にご負担いただく場合があります。(参考負担額:定員100名の園で0歳児標準時間認定の場合、最低限必要な費用のみで月額約20万円)

16. 豊橋市に転入予定の方

豊橋市にお住まいの児童のみが豊橋市で認定を受けることができるため、結果通知は豊橋市への転入が確認でき次第、お送りします。豊橋市に転入予定の方で内定が決まった場合は、電話でご連絡させていただきます。(4月1日入園は、電話連絡はせず、内定通知をお送りします。)

- ・ 「子どものための教育・保育給付認定申請書」の住所欄には、お住まいの住所に加え、豊橋市へ転入した後の住所及び時期を可能な限りご記入ください。
- ・ **内定の場合:** 入園月の1日(4月1日申込みは3月31日)時点で豊橋市に住民票を異動されていることが確認できなかった場合は、豊橋市で認定を受けることができないため、内定が取消しとなります。
- ・ **保留の場合:** 入園希望月の1日(4月1日申込みは3月31日)時点で豊橋市に住民票を異動されていることが確認できなかった場合は、豊橋市で認定を受けることができないため、翌月以降の選考の対象となりません。引き続き入園希望される場合は、入園希望月の受付期間に改めて申請が必要となります。

17. 広域利用について

〈豊橋市にお住まいで、豊橋市外の保育施設を利用したい方〉

里帰り出産や早朝からの就労など、豊橋市内の保育施設に通うことが物理的に難しく、他市町村の保育施設の利用を希望する方は、豊橋市役所保育課広域利用担当(51-2322)にお問い合わせください。

- ・ 豊橋市内の保育施設等に在園中で、豊橋市外の保育施設を新たにお申し込みする場合、必ず在籍園へ転園の申込をすることをお伝えください。豊橋市外の保育施設に内定した後、退園届の提出が必要となります。
- ・ 里帰り出産の場合は、里帰り先の児童の祖父母(65歳未満)の就労証明書も必要となります。

〈豊橋市外にお住まいで、豊橋市内の保育施設を利用したい方〉

お住まいの市町村で認定を受け、その市町村を通じて豊橋市へ申し込んでいただく必要があります。里帰り出産等の特別な理由が必要となるため、お住まいの市町村の担当窓口へご相談ください。また、入園希望月の申込期間中にご提出できるよう、併せてお住まいの市町村の担当窓口へご相談ください。

- ・ 豊橋市内の保育施設等を利用しなければならない事情がある方の申込みに限ります。
- ・ 原則、豊橋市にお住まいの児童の入園が優先されます。

18. 保育料／副食費

クラス年齢	保育料	給食費	
		主食費 (パンやごはん等)	副食費 (おかず等)
0～2歳児	保護者の市町村民税 所得割額によって決定	保育料に含まれる	
3～5歳児 (1号認定の場合は 満3歳以上の児童)	無料	実費	実費 (ただし、世帯状況や市町 村民税所得割額により 補助される場合あり)

・主食費、副食費は園によって異なります。また、園ごとに教材費実費等が必要となります。詳細は各園へお問合せください。

※保育料/副食費の算定について、父母が課税されていないときは、同居の祖父母等(別世帯だが同居している者、別居だが生計が同一の者を含む)最高課税者の税額による場合があります。

保育料の対象期間	算定の対象
令和9年4月～令和9年8月	令和8年度市町村民税所得割額
令和9年9月～令和10年8月	令和9年度市町村民税所得割額

【市町村民税所得割額】

市町村民税所得割額は、特別徴収税額通知書および課税証明書からご確認いただけます。
配当控除、外国税額控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等の控除を行う前の税額を使用します。

※保育料/副食費は、市町村民税所得割額により算定されるため、税申告に誤りがないか確認をしてください。年度途中で税申告の修正があった場合は保育課へご連絡ください。保育課へご連絡いただき課税内容の修正が確認できた月の翌月から保育料が変更となります。税の申告内容が確認できない場合は、階層区分10となり、保育料が最高額となるため、収入がない場合も収入の申告をしてください。
※別居中の保護者、児童の同居人である保護者(住民票が違う場合を含む)も算定の対象となります。
※保育料/副食費は、登園日数にかかわらず、原則1か月分納入していただきます。

〈保育料徴収額及び副食費負担額表〉

令和9年度 豊橋市保育料徴収額表

階層区分		世帯区分	利用者負担額 (月額・円)給食費込		利用者負担額(月額・円)			
			3歳未満児 (0～2歳児クラス)		3歳以上児 (3～5歳児クラス)		満3歳以上児	
			保育認定 2、3号認定		保育認定 2号認定		教育認定 1号認定	
			標準時間	短時間	保育料	副食費	保育料	副食費
1	生活保護世帯	-	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税 所得割非課税世帯	-	0	0				
3	市町村民税所得割課税世帯	ひとり親世帯等	0	0				
		その他の世帯	0	0				
4-1		ひとり親世帯等	0	0				
		その他の世帯	0	0				
4-2		ひとり親世帯等	4,950	4,500				
		その他の世帯	15,700	14,800				
5-1		ひとり親世帯等	4,950	4,500				
		その他の世帯	22,200	20,900				
5-2		77,101円以上 116,000円未満	-	22,200				
6		116,000円以上 163,000円未満	-	30,300				
7		163,000円以上 209,000円未満	-	39,000				
8		209,000円以上 340,000円未満	-	48,000				
9		340,000円以上 397,000円未満	-	53,000				
10		397,000円以上	-	58,000				

※税の申告内容が確認できない場合は、階層区分10となり、保育料が最高額となるため、収入がない場合も、収入の申告をしてください。

※年齢区分はクラス年齢によります。(保育認定の児童は、年度途中で3歳になっても、その年度の保育料は無料になりません)

〈納入について〉

保育料は毎月末日(12月は28日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)に口座振替により納入していただきます。やむを得ず現金にて納入される方には、毎月中旬頃に納入通知書を郵送しますので、納期限までに金融機関、コンビニエンスストアなどにて納入してください。私立認定こども園の場合は、保育料を各園で徴収しますので、支払方法や納期限については各園にお問合せください。

※保育料を滞納すると退園していただく場合があります。

〈保育料の軽減〉

【第2子目以降】

子が2人以上いる世帯で、22歳未満の子のみを数えて2子目以降の保育料は無料です。

【ひとり親世帯等】

次の世帯(ひとり親世帯等)について、市町村民税所得割額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯の1人目の徴収額は、各階層の「ひとり親世帯等」の額となります。

- ・児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当の支給対象世帯
 - ・母子父子家庭等医療費助成の対象世帯
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
- また、カウントする子の年齢に関係なく、第2子目以降は無料です。

【低所得世帯】

市町村民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯の保育料は無料です。

〈副食費の軽減〉

【第2子目以降】

子が2人以上いる世帯で、22歳未満の子のみを数えて2子目の副食費は5,100円を上限に助成があり、3子目以降は無料です。

【ひとり親世帯等】

市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯のうち、母子世帯、父子世帯、または在宅障害児(者)のいる世帯の副食費は無料です。

【低所得世帯】

2・3号認定における市町村民税所得割課税額 57,700 円未満および1号認定における市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯の副食費は無料です。

19. 特別支援保育

【目的】

認定こども園・保育園において、心身の発達の遅れなど特別な支援を必要とする児童を保育します。様々な個性を持つ子どもたちの中で共に生活することで、それぞれの成長発達を図ります。クラス年齢で3歳以上(年少クラス以上)の児童が対象となります。

【利用できる施設】

特別支援保育を申し込まれる場合は、希望園はすべて特別支援保育指定園の中からお選びください。(指定園は、保育課 HP からご確認ください。)

【特別支援保育の実施方法】

特別支援保育指定園では、対象児童数に応じた一定の基準により、保育士・保育教諭の加配がされています。(1人につき1人の保育士が配置されるわけではありません。)

保育士・保育教諭は療育研修などに参加しており、医療機関や療育機関との連携も行われています。

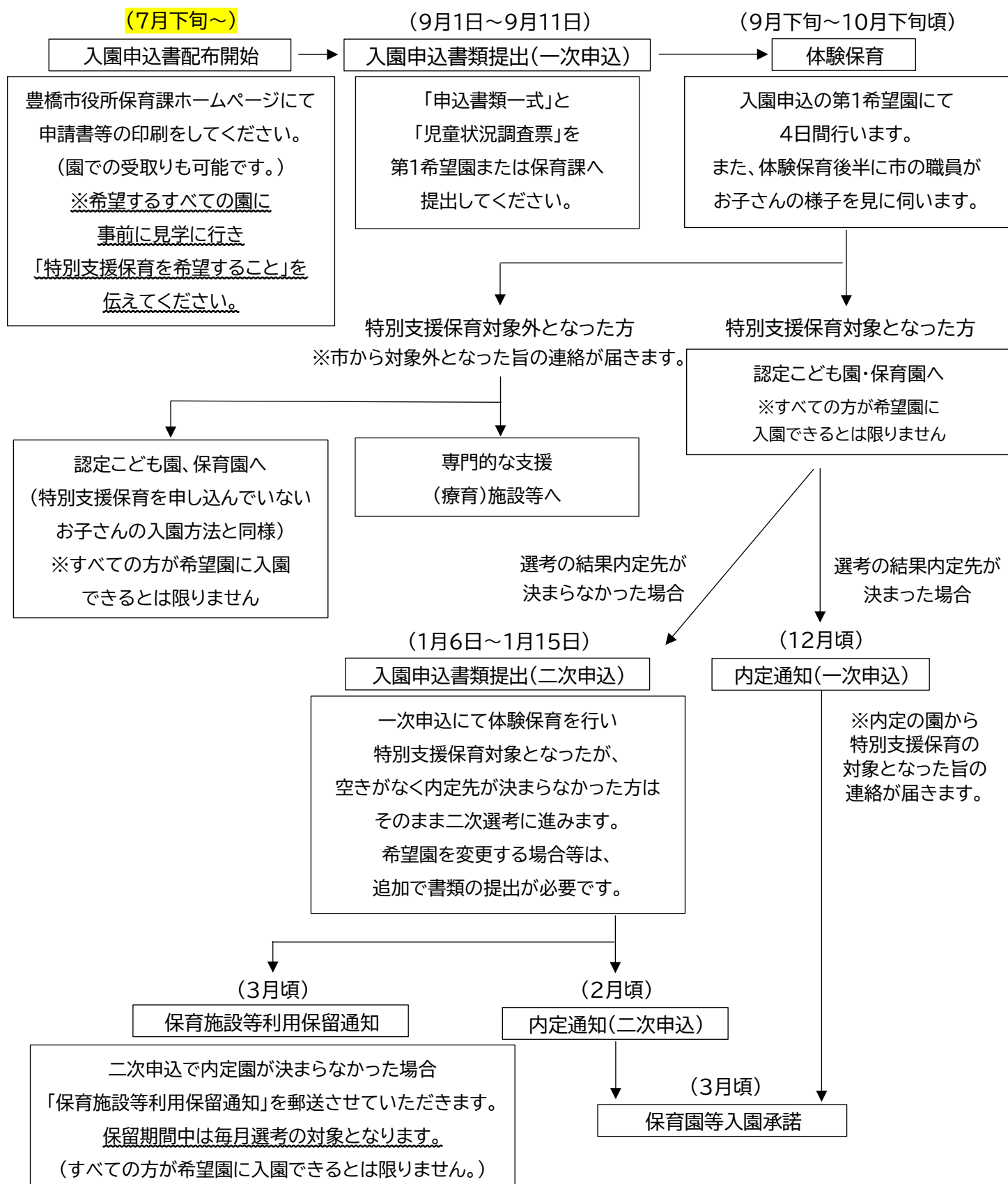
【二次申込について】

特別支援保育を希望の場合、体験保育の期間が確保できないため、一次申込をされてない方は二次申込ができませんのでご注意ください。

【年度途中の新規入園について】

令和9年5月以降の新規入園については、入園月が限られます。入園月に応じた申込期間中に申し込んでいただくことになります。(詳しくは7ページをご確認ください。)

【申込みの流れ(4月1日入園の場合)】



20. 休日保育

日・祝日(年末年始を除く)に保護者が仕事のためお子さんを家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育します。

施設名	対象となる児童（市内在住）	利用日時	利用料金
くるみ 保育園	・保育園、認定こども園に在園している	日・祝日 (年末年始は除く)	日額 2,000 円
こじか こども園	・保育園、認定こども園に通っていること と同じ理由により、年間を通して休日においても家庭で保育する保護者がいないこと ・年齢が満1歳～6歳までであること	原則午前8時～午後4時 ※午前7時45分～午前8時、 午後4時～午後6時までは要相談	※祝日の利用は無料

- ・日曜日に休日保育を利用し、代わりに在籍園を平日(その月のうちの月～土曜日)に欠席した場合は無料となります。
- ・市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です。
- ・きょうだいで同一施設を同一日利用する場合は、世帯あたり 2,000 円となります。

【利用方法】

登録	各利用施設で事前登録をします
↓	
利用日申請	月ごとに利用日の申請をします 前月 10 日までに「利用日申込書」を利用したい施設に提出します
↓	
利用決定	市より利用日のお知らせをお送りします
↓	
利用	各施設に従って利用します

21. 預かり保育

幼稚園または認定こども園の教育部分(1号認定)を利用している児童について、ご家庭の事情により一時的に教育標準時間内のお迎えが難しい場合に、利用時間を超えて保育を行います。また、未就園児についても一時的に預かりが必要な場合に保育を行います。ただし、該当年齢クラスに空きがないなどの理由により、お預かりできない場合もあります。

(利用の可否や申請方法については、在籍園へご確認ください。)

対象児童	申請方法
幼稚園利用児童	在籍園を通して、認定の変更を行う必要があります。
認定こども園1号認定 (満3歳児以上)	保育の必要な事由が認められる必要があります。

・教育給付認定とは別に「保育の必要性の認定(保育認定基準に準ずる)」を受けた場合、預かり保育利用料が無償(上限額有)となります。

22. 一時預かり

平日(年末年始を除く)に、一時的に保護者に代わってお子さんを保育します。

利用可能日数:1人あたり月14日まで

※申込み状況により利用日数が限られる場合がありますのでご了承ください。

施設名	対象となる児童	利用日時	利用料金
・植田保育園	・豊橋市に在住している ・認定こども園、保育園、幼稚園に入園していない	原則 月～金曜日 午前8時～午後4時	日額 2,000 円 給食費 300 円
・東山保育園			日額 2,000 円 給食費 260 円
・往完保育園			日額 2,000 円 給食費(3歳未満児) 300 円 給食費(3歳以上児) 280 円
・東部保育園			日額 2,000 円 給食費 290 円
・くるみ保育園「さくら」 ・つつじが丘保育園「もも」	・おおむね6か月以上の就学前児童 ※施設により受入可能月齢が異なります。	原則 月～金曜日 (1日または半日) 午前8時～午後4時 土曜日 午前8時～午後0時	日額 2,000 円 半日 1,000 円 給食費 240 円
・こども未来館「たんぽぽ」		月・火・木・金 曜日 (1日または半日) 午前9時30分～午後4時	日額 2,000 円 半日 1,000 円 弁当・おやつ持参

・市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です。

・きょうだいで同一施設を同一日利用する場合は、世帯あたり 2,000 円となります。

【利用方法】

登録	利用希望施設にて利用登録をします 登録方法、予約方法は施設によって異なりますので各施設にお問い合わせください
↓	
予約	利用希望施設ごと予約をします
↓	
利用決定	施設より利用日のお知らせがあります
↓	
利用	各施設に従ってご利用してください
↓	
支払い	各施設に従って利用園へ支払います

23. こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

未就園のお子さんを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で保護者の就労要件等を問わず保育所等に通園できる制度です。

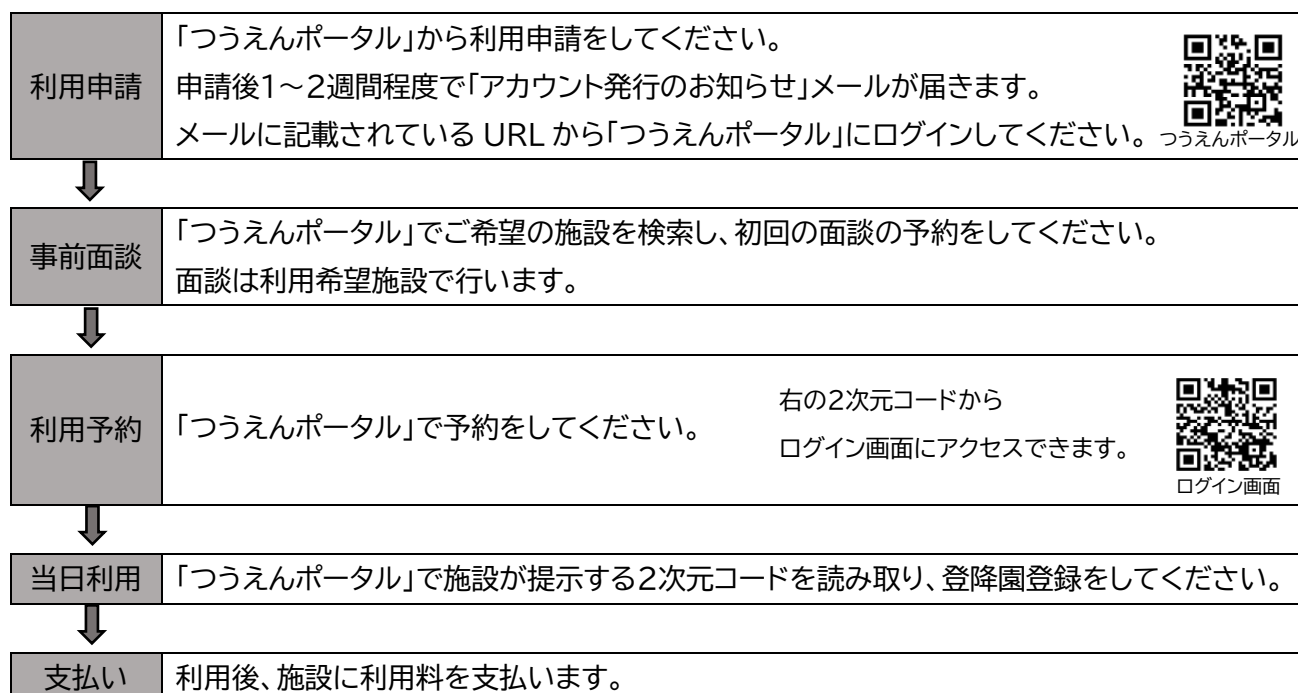


次の条件をいずれも満たすお子さんが対象です。

- ① 0歳6か月から満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)
- ② 保育所、認定こども園、幼稚園等に通っていないこと

施設名 定員	利用可能時間 実施日・時間	利用方法・利用量	利用料金
・津田保育園 定員 1日10名 (午前5名/午後5名)	利用可能時間 こども1人につき月10時間 実施日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 時間 午前の部 9時～11時 午後の部 1時～3時	利用方法 3か月間を1クールとし、決まった曜日・時間帯(午前の部/午後の部)を毎週利用する「定期利用」方式のみの利用となります。 【1クルールの利用量】 1回2時間、月4～5回(週1回)を3か月間利用することとなります。	1回(2時間) 600 円 ※世帯の収入によっては、利用料が 減免等される場合があります。

【利用方法】



24. 病児保育

病気やケガのため、保育園等や小学校をお休みしているお子さんの保育と看護を行います。

一回の利用につき、原則として 7 日以内 ※昼食等は保護者持参

【利用日時】

月～土曜日（日・祝日・年末年始は除く）

午前8時～午後6時

【利用料金】

日額 2,000 円

・市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です。

・きょうだいで同一施設を同一日利用する場合は、世帯あたり 2,000 円となります。

施設名	対象となる児童	住所	電話番号
病児保育室「つくし」 （豊橋市青少年センター内）	おおむね6か月以上 ～小学6年生までの児童	牟呂町字東里26 豊橋市青少年センター内	75-9296
豊橋市民病院 院内保育所「あおたけ」	おおむね6か月以上 ～就学前までの児童	青竹町八間西50	33-6328
こじかこども園 病児保育室「どんぐり」	おおむね6か月以上 ～小学6年生までの児童	植田町字一本木116-151	25-0528
つつじが丘保育園 病児保育室「つぼみ」	おおむね6か月以上 ～小学6年生までの児童	佐藤五丁目16-2	61-1322

【利用方法】

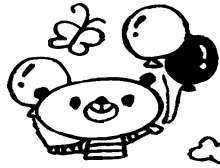
登録	事前登録をします（利用時に登録も可） 豊橋市役所保育課または各実施施設
↓	
仮予約	原則、前日までに利用したい施設に空き状況を確認し仮予約します
↓	
受診	「医師連絡票」を持参し、かかりつけ医を受診します 病児保育の利用が可能と診断された場合は、医師に記入してもらいます
↓	
予約	診察終了後、仮予約した施設に正式予約します
↓	
利用	記入済の「医師連絡票」を持参し、実施施設で「病児保育利用申請書」を記入し、病児保育を利用します
↓	
支払い	納付書が届いたら、利用料金の支払いをします



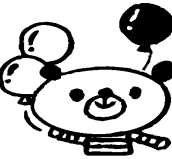
25. 区域別園一覧



区域	小学校区		該当園	
第 1	牛川 鷹丘 下条 西郷 玉川	嵩山 石巻 賀茂	牛川 下条 みどり 玉川 嵩山	石巻 賀茂 牛川東 牛川育英 豊橋才能教育
第 2	下地 大村	津田 前芝	津田 前芝	三宝 大村
第 3	東田 旭 八町 松葉 花田	羽根井 松山 新川 向山	ひまわり あくみ 松葉 くるみ 羽田 花ヶ崎 往完 昭和	恵日 正林寺 豊橋旭 むかい山 豊橋中央 希望が丘第二 悟真寺
第 4	岩田 豊 多米 つつじが丘	岩西 飯村	岩西 東山 ひばり 春日	つつじが丘 岩田大空 上庄夏の空 東部
第 5	牟呂 汐田	吉田方	三郷 吉田方	吉田方西 明照
第 6	高師 芦原 幸 天伯	福岡 栄 中野 磯辺	こまどり あしはら 柱 塩満 福岡 磯辺	長栄 天伯 高師東 こばと 円通寺
第 7	谷川 二川	二川南	谷川 二川東	二川 希望が丘
第 8	野依 植田 大清水	大崎 老津 杉山	杉山 野依 植田	老津 おおさき こじか
第 9	富士見 小沢 細谷	豊南 高根	東観音寺 豊南	高塚 緑が丘



認定こども園・保育園一覧



令和9年度予定

【認定こども園（民間）】 26園

	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ △	むかい山こども園	105	新川	向山町字庚申下1-1	53-5381
◎ △	昭和保育園	180	東田	東田町字西脇102-3	55-3805
△	正林寺保育園	185	松山	南松山町104	55-5101
◎ △	岩田大空こども園	270	岩田	中岩田一丁目14-23	61-2753
◎ □ ◆ △	東部保育園	200	多米	多米町字大門2-1	61-1410
◆ △	円通寺保育園	178	高師	上野町字上原101-1	45-5256
◎ △	高師東こども園	225	幸	西幸町字古並51-6	45-6715
◎ △	緑が丘こども園	195	細谷	細谷町字荒神松9	21-1120
◎ ◆ △	明照保育園	295	牟呂	牟呂中村町6-1	31-1419
◎ △	おおさきこども園	100	大崎	大崎町字平地23	25-0918
◎ △	三宅こども園	170	下地	下地町三丁目3-1	55-1990
◎ ◆ △	老津保育園	175	老津	老津町字宮脇8-1	23-1329
◆ △	大村こども園	135	大村	大村町字松ノ木田2-2	53-1013
△	豊橋才能教育こども園	320	鷹丘	東小鷹野一丁目15-8	61-8963
△	希望が丘こども園	235	二川南	大岩町字大穴117-3	41-2392
◎ △	二川幼稚園	285	二川	大岩町字東郷内12-1	41-0001
△	牛川育英幼稚園	245	牛川	牛川町字浪ノ上10	54-7967
◆ △	恵日こども園	150	東田	東田町字西郷114-2	52-7387
△	希望が丘第二こども園	105	八町	旭町164	52-2093
◎ △	豊橋旭こども園	110	松山	向山町字七面89-2	53-7765
△	悟真寺幼稚園	215	松葉	関屋町213	55-0623
◎ △	こばとこども園	240	幸	牧野町125-1	46-3030
◎ △	上庄夏の空こども園	110	岩田	岩田町字上庄85	26-7460
◎ △	豊橋中央幼稚園	241	新川	新吉町6	52-7805
△	長栄保育園	140	磯辺	一色町字天撰15-1	46-7760
△	天伯こども園	115	天伯	天伯町字豊受1-12	46-7415

【認定こども園（公立）】 1園

	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ ◆ ☆ △	こじかこども園	165	植田	植田町字一本木116-151	25-3165

【認定こども園移行予定園（民間）】 6園

	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ △	ひまわり	181	旭	東新町253	52-3357
◎ ◆ △	下条	90	下条	下条東町字古城88-2	88-5335
◎ ◆ △	あしはら	210	芦原	西高師町字白山1-1	46-5337
◎ ◆ △	春日	185	豊	春日町二丁目28	61-5628
◆ △	前芝	140	前芝	前芝町字西堤25	31-0703
◎ △	石巻	140	石巻	石巻町字奥屋敷10	88-0159

◎ 延長保育
平日18時以降の預かりを実施しています。 (日額：1,500円) ※各施設によって利用時間・利用料金が異なる場合がありますので、直接お問い合わせください。

□ 一時預かり
病気、冠婚葬祭、就労などで、一時的に保育出来ない時にお預かりします。 (日額：2,000円) ※利用料が異なる施設もありますので、各施設へ直接お問合せください。また、上記以外の認定こども園や保育園においても利用できる場合がありますので、お近くの施設にお問合せください。

* 乳幼児電話相談

子育ての悩み、不安などの電話相談を、すべての認定こども園、保育園、吉田方子育て支援センター（33-1135）、東山子どもセンター（41-5344）、下条子育て支援センター-Koko（88-5366）、希望が丘子育て支援センター（65-5667）、こじか子育て支援センターばんび（25-0527）、ミラまち子育て支援センター（75-4085）でお受けします。

【保育園（民間）】 29園 ※あくみ保育園は0～2歳児のみ保育します。

	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ △	塩満	150	福岡	小池町字西海戸54	45-6161
◎ △	玉川	70	玉川	石巻本町字日南坂7-3	88-0526
△	東観音寺	40	小沢	小松原町字坪尻14-2	21-2562
◎ ◆ △	野依	190	野依	野依町字八幡2-19	25-2653
◆ △	豊南	125	豊南	東赤沢町字西横根135	21-2227
◆ △	高塚	120	高根	高塚町字笹原6	21-2136
◎ ◆ △	二川東	180	二川	二川町字東町163-41	41-1110
◆ △	谷川	125	谷川	中原町字東荒神34-1	41-1114
◎ □ ◆	東山	190	飯村	大岩町字境目5-1	41-5343
◎ ◆	野田	160	花田	花田町字百北71-4	31-2294
◆ △	福岡	250	栄	町畑町字森田48	45-2217
◆	牛川	160	牛川	牛川町字中郷2-10	52-5470
◎	花ヶ崎	170	羽根井	羽根井本町10	31-5671
◎ ◆ △	こまどり	220	幸	牧野町字北原25-2	46-9120
◆	柱	220	福岡	柱七番町163-3	46-8927
◆ △	ひばり	150	岩田	東岩田二丁目14-6	63-1484
◆	三郷	200	牟呂	神野新田町字ソノ割23	31-3525
◆	松葉	115	松葉	北島町字北島88	52-7006
◎ △	あくみ	50	八町	陸海町80	55-5813
□ ◆	往壳	180	羽根井	往壳町字郷社東34	32-3225
◎ ◆ △	みどり	50	西郷	石巻平野町字中野田103-1	88-0453
◎ ◆ △	嵩山	60	嵩山	嵩山町字宮下78	88-1014
◎ ◆ △	賀茂	45	賀茂	賀茂町字宗末1-4	88-3918
◎	吉田方	260	吉田方	吉川町125-2	31-7759
◎ ◆	吉田方西	235	吉田方	小向町字西小向5	32-2927
◎ ◆ △	磯辺	170	磯辺	駒形町字丸山24	45-3298
□ ◆ △	植田	140	植田	植田町字池堀田68-1	25-2411
◆ △	杉山	120	杉山	杉山町字御園1-4	23-0140
◎ ◆ △	岩西	220	岩西	高師町字北原1-104	62-0111

【保育園（公立）】 4園 ※つつしが丘保育園は0～2歳児のみ保育します。

	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ ◆ △ ▲	津田	120	津田	横須賀町林8-1	31-3623
◎ ◆ △	牛川東	170	鷹丘	牛川町字乗小路31-6	61-4693
◎ □ ◆ ☆ △	くるみ	140	松葉	松葉町三丁目8-3	53-1528
◎ □ △	つつしが丘	80	つつしが丘	佐藤五丁目16-2	61-1320

◆ 特別支援保育
心身に発達の違いなどがあり、特別な支援が必要な児童を保育します。

☆ 休日保育
認定こども園（1号認定を除く）、保育園に在園している1歳以上の児童を日曜・祝日に、保護者が仕事のため、家庭で保育できない時にお預かりします。（日額：2,000円）

▲ こども誰でも通園制度
0歳6か月～満3歳未満の未就園児が月一定時間の範囲内で保育施設等を利用できます。

△ 子育て支援活動
在宅の児童を対象に園庭開放・在園児との交流事業等を実施しています。



とよはしの幼稚園



令和8年4月1日

園 名	定 員	小 学 校 区	所 在 地	電 話
曙	160	高 師	曙町字松並28	45・6512
大 清 水	209	大 清 水	南大清水町字元町66-2	25・1895
仔 羊	245	多 米	岩田町字影岩7-4	61・6975
寿 泉 寺	200	向 山	瓦町字通裏28-5	62・3580
寿泉寺いずみ	280	汐 田	牟呂町字百間60	48・3588
寿泉寺みゆき	310	岩 西	東幸町字東明128	62・7811
た か く ら	209	福 岡	鍵田町117	54・7715
高 師 台	209	高 師	浜道町字管石24	46・6277
高 洲 若 葉	209	吉 田 方	高州町字小島18-1	31・8008
豊 岡	420	岩 田	東岩田四丁目1-2	62・6100
豊 橋 若 葉	200	牟 呂	牟呂外神町3-2	31・8082
に じ の 森	279	飯 村	飯村北一丁目11-6	62・4514
花 園	200	松 山	花園町6-1	54・7611
富 士 見	255	富 士 見	富士見台一丁目14-1	23・1900
富 士 見 台	140	富 士 見	富士見台六丁目6-1	25・6991
不 動 院	335	向 山	瓦町通一丁目31-1	52・2611
む さ し の	160	石 巻	石巻町字間場83-23	88・0531
* ゆ め の 子	120	多 米	岩崎町字山神1-11	61・8864
計 18園				

○ 幼稚園では、学校教育法に基づき、就学前教育をしています。

○ 募集要項など詳しくは各園にお問合わせください。

* ゆめの子幼稚園は、1号認定が必要です。

26. 園基本情報一覧

※R8.5.1現在の情報です。年度の途中で変更となる場合がございます。

詳細は各園にお問い合わせください。

※バスの詳細(年齢要件・金額・送迎ルートなど)は各園にお問い合わせください。

区域	園名	開園時間	平日 (延長含む)	土曜日 (延長含む) ※延長料金はお問い合わせください	バス※	駐車スペース
第1	牛川	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:30	×	×
	牛川育英	7:30~18:00	7:30~18:00	8:00~13:00	○ (満3歳~)	○
	下条	7:30~19:00	7:30~19:00	8:00~12:00	×	○
	みどり	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	○
	玉川	7:00~18:30	7:00~18:30	7:30~13:00	×	○
	高山	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	○
	石巻	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	○
	賀茂	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	○
	牛川東	7:45~19:00	7:45~19:00	7:45~18:00	×	○
	豊橋才能教育	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~12:00	○ (満3歳~)	○
第2	三宝	7:30~18:30	7:30~18:30	8:00~13:00	×	○
	大村	7:30~18:00	7:30~18:00	8:00~12:00	×	×
	津田	7:45~19:00	7:45~19:00	7:45~18:00	×	○
	前芝	7:30~18:30	7:30~18:30	8:00~12:30	×	○
第3	昭和	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~14:30	×	○
	恵日	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~13:00	1号、△ 2号(朝のみ)	○
	ひまわり	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	×	○
	正林寺	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~13:00	×	○
	豊橋旭	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	△ (1号認定・年少~)	○
	むかい山	7:00~18:30	7:00~18:30	7:00~13:00	×	○
	豊橋中央	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	○ (満3歳~)	○
	あくみ	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:00	×	△ (台数少なめ)
	希望が丘第二	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:30	○ (満3歳~5歳)	○
	松葉	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:30	×	△ (台数少なめ)
	くるみ	7:45~19:00	7:45~19:00	7:45~18:00	×	○
	悟真寺	7:45~18:00	7:45~18:00	7:45~12:00	○ (満3歳~)	○
	羽田	7:30~18:45	7:30~18:45	7:30~13:00	×	×
	花ヶ崎	7:30~18:45	7:30~18:45	8:00~12:30	×	×
	往完	7:45~17:45	7:45~17:45	7:45~13:00	×	△ (台数少なめ)

区域	園名	延長料金のかかる時間		延長料金	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	牛川	×	16:30~18:00	×	150円/日
	牛川育英	×	7:30~8:00 16:00~18:00	×	早朝100円/日 夕方200円/時
	下条	①17:31~18:30 ②18:31~19:00	①16:31~18:30 ②18:31~19:00	①150円/日 ②150円/日	①150円/日 ②150円/日
	みどり	×	16:30~18:30	×	150円/日
	玉川	×	①7:00~7:30 ②17:00~18:30	×	①150円/10分 ②150円/10分
	嵩山	×	16:30~18:30	×	150円/日
	石巻	×	16:30~18:30	×	150円/日
	賀茂	×	16:30~18:30	×	150円/日
	牛川東	18:45~19:00	16:30~19:00	150円/日	150円/日
	豊橋才能教育	×	16:30~18:00	×	300円/日
第2	三宝	×	7:30~8:00 16:45~18:30	×	50円~/30分
	大村	×	16:30~18:00	×	150円/日
	津田	18:45~19:00	16:30~19:00	150円/日	150円/日
	前芝	×	16:30~	×	150円/日
第3	昭和	7:30~8:00	7:30~8:00 16:30~18:30	早朝50円/日	早朝50円/日 夕方150円/日
	恵日	×	16:10~	×	150円/日
	ひまわり	×	①7:30~8:00 ②16:30~18:30	×	①早朝150円/日 ②夕方150円/日
	正林寺	×	16:00~18:00	×	1号:300円/日 2・3号:150円/日
	豊橋旭	18:00~18:30	①7:30~8:00 ②16:30~18:00 ③18:00~18:30	150円/15分	①200円/日 ②50円/15分 ③150円/15分
	むかい山	18:00~18:30	7:00~8:00 16:00~18:00	150円/日	早朝150円/日 夕方150円/日
	豊橋中央	×	7:30~8:30 16:30~18:30	×	7:30~8:00...100円 8:00~8:30...100円 16:30~18:30...400円
	あくみ	×	16:30~18:00	×	150円/日
	希望が丘第二	×	16:00~18:00	×	400円/日
	松葉	×	7:30~8:00 16:30~18:00	×	早朝150円/日 夕方150円/日
	くるみ	18:45~19:00	16:30~19:00	150円/日	150円/日
	悟真寺	×	①16:00~17:00 ②17:00~18:00	×	①200円/日 ②300円/日
	羽田	18:30~18:45	16:30~18:45	150円/日	150円/日
	花ヶ崎	18:30~18:45	16:30~18:45	150円/日	150円/日
	往完	×	16:30~17:45	×	150円/日

区域	園名	開園時間	平日 (延長含む)	土曜日 (延長含む) ※延長料金はお問い合わせください	バス※	駐車スペース
第4	岩西	7:00~18:30	7:00~18:30	7:30~15:00	×	○
	東山	7:15~18:30	7:15~18:30	7:30~13:00	×	○
	岩田大空	7:15~18:45	7:30~18:45	7:45~14:15	○ (2歳~)	○
	ひばり	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:30	×	○
	上庄夏の空	7:15~19:00	7:15~19:00	7:30~12:30	○ (2歳~)	○
	春日	7:30~18:45	7:30~18:45	7:30~13:00	×	○
	つつじが丘	7:45~19:00	7:45~19:00	7:45~18:00	×	○
	東部	7:15~18:30	7:15~18:30	7:15~13:00	○ (2歳~)	○
第5	明照	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	○
	三郷	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:00	×	○
	吉田方	7:30~18:30	7:30~18:30	8:00~13:00	×	○
	吉田方西	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00 利用者がいない場合 8:00~13:00	×	○
第6	こまどり	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	○
	高師東	7:15~18:45	7:15~18:45	7:15~13:45	×	○
	こばと	7:30~18:30	7:30~18:30	8:30~15:00	○ (満3歳~)	○
	天伯	7:30~18:30	7:30~18:30	8:00~13:00	×	○
	柱	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~12:30	×	×
	塩満	7:15~19:15	7:15~19:15	7:15~14:00	○ (1歳6か月~)	○
	福岡	7:30~18:30	7:30~18:15	7:30~12:30	×	○
	磯辺	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	×	○
	長栄	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:30	×	○
	円通寺	7:15~18:15	7:15~18:15	7:20~14:00	×	○
	あしはら	7:15~18:45	7:15~18:45	7:30~13:00	×	○
第7	谷川	7:15~18:15	7:15~18:15	7:45~13:00	×	○
	二川東	7:15~18:45	7:15~18:45	7:30~13:00	×	○
	二川	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~18:30	△ (1号認定のみ)	○
	希望が丘	8:00~18:00	8:00~18:00	8:00~13:00	△ (1号認定・年少~)	○
第8	老津	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:45	×	○
	杉山	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	×	○
	おおさき	7:15~18:45	7:15~18:45	8:00~16:15	×	○
	野依	7:15~18:30	7:15~18:30	7:30~12:45	×	○
	植田	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~13:00	×	○
	こじか	7:45~19:00	7:45~19:00	7:45~18:00	×	○
第9	東観音寺	7:30~18:00	7:30~18:00	7:30~13:00	○ (2歳~)	○
	緑が丘	7:15~19:00	7:15~19:00	8:00~13:00	○ (1歳6か月~)	○
	豊南	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~12:30	×	○
	高塚	7:15~18:15	7:15~18:15	8:00~12:00	×	○

区域	園名	延長料金のかかる時間		延長料金	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第4	岩西	18:00~18:30	①7:00~8:00 ②16:30~18:00	150円/日	①150円/日 ②150円/日
	東山	18:15~18:30	①7:15~8:00 ②16:30~18:30	150円/1回	①150円/1回 ②150円/1回
	岩田大空	①17:30~18:30 ②18:30~18:45	①7:30~8:30 ②16:30~17:30 ③17:30~18:30 ④18:30~18:45	①100円/1回 ②100円/1回	①700円/月 ②100円/1回 ③100円/1回 ④100円/1回
	ひばり	×	16:30~18:00	×	150円/日
	上庄夏の空	①7:15~7:30 ②17:30~18:30 ③18:30~19:00	①7:15~8:30 ②16:30~17:30 ③17:30~18:30 ④18:30~19:00	①700円/月 ②100円/1回 ③100円/1回	①700円/月 ②100円/1回 ③100円/1回 ④100円/1回
	春日	①18:30~18:45	②7:30~8:00 ③16:30~18:45	①150円/日	②150円/日 ③150円/日
	つつじが丘	18:45~19:00	16:30~19:00	150円/日	150円/日
	東部	17:30~18:30 18:30~19:00	16:30~18:30	①150円/日 ②150円/日	150円/日
第5	明照	×	①16:30~17:29 ②17:30~18:30	×	①100円/日 ②100円/日
	三郷	×	①7:30~8:00 ②16:30~18:00	×	①150円/日 ②150円/日
	吉田方	①7:30~7:59 ②17:30~17:59 ③18:00~18:30	①7:30~7:59 ②16:30~17:29 ③17:30~17:59 ④18:00~18:30	①50円/日 ②50円/日 ③100円/日	①50円/日 ②150円/日 ③50円/日 ④100円/日
	吉田方西	①7:30~7:59 ②17:30~17:59 ③18:00~18:30	①7:30~7:59 ②16:30~17:29 ③17:30~17:59 ④18:00~18:30	①50円/日 ②50円/日 ③100円/日	①50円/日 ②150円/日 ③50円/日 ④100円/日
第6	こまどり	×	16:30~18:30	×	150円/日
	高師東	18:00~18:45	①7:30~8:00 ②16:45~18:00 ③18:00~18:45	150円/日	①500円/月 ②800円/月 ③150円/日 ④150円/日
	こばと	①7:30~8:29 ②17:30~18:30	①8:00~8:29 ②16:30~17:00	①3,000円/月 ②3,000円/月	①3,000円/月 ②3,000円/月
	天伯	18:30~19:00	①7:30~7:59 ②16:00~17:59 ③18:00~18:29	150円/30分	①100円/日 ②100円/時 ③150円/30分
	柱	×	16:30~18:00	×	150円/日
	塩満	①7:15~8:30 ②17:30~19:15	同左	①150円/日 ②150円/日	同左
	福岡	×	16:30~18:15	×	150円/日
	磯辺	18:30~	16:30~18:30	150円/日	150円/日
	長栄	18:30~	①7:30~8:00 16:30~18:30 ②18:30~	150円/10分	①150円/日 ②150円/10分
	円通寺	×	16:15~18:00	×	150円/日
	あしはら	18:15~18:45	①7:15~8:00 ②16:30~18:45	150円/1回	①150円/1回 ②150円/1回
第7	谷川	18:15~	7:15~8:00 16:30~	150円/日	150円/日
	二川東	18:15~18:45	①7:15~8:00 ②16:30~18:45	150円/回	①150円/回 ②150円/回
	二川	18:30~19:00	①7:30~8:30 ②16:30~18:30 ③18:30~19:00	300円/日	①200円/日 ②300円/日 ③300円/日
	希望が丘	×	16:00~18:00	×	400円/日
第8	老津	18:30~	7:30~8:00 16:30~	150円/日	150円/日
	杉山	18:30~	16:30~18:30	150円/日	150円/日
	おおさき	①7:15~8:00 ②16:30~17:30 ③17:30~18:45	同左	①100円/日 ②100円/日 ③100円/日	同左
	野依	18:15~18:30	16:30~18:30	150円/日 ※18:30以降 1回150円加算	150円/日
	植田	18:30~	16:30~18:30	150円/日	150円/日
	こじか	18:45~19:00	16:30~19:00	150円/日	150円/日
第9	東観音寺	×	7:30~8:00 16:25~18:00	×	150円/日
	緑が丘	17:30~18:30 18:30~19:00	7:15~8:00 17:15~18:00	100円/日	100円/日
	豊南	18:30~	7:30~8:00 16:30~	150円/日	150円/日
	高塚	18:15~	7:15~8:00 16:30~18:15	150円/日	150円/日

27. Q&A

Q1 利用の申込みに関すること

Q1-1 利用申込みはいつまでにすればよいですか？

4月から利用希望の場合は、令和8年9月1日から令和8年9月11日が申込み期間となります。年度途中からの利用を希望する場合の申込期間は、7ページをご覧ください。

Q1-2 利用申込み書類はどこに行けばもらえますか？

ホームページからダウンロードすることが可能です。各園または保育課で受け取ることも可能です。

Q1-3 時短勤務の制度を利用予定ですが、就労証明書には現在の勤務時間または予定している時短勤務の勤務時間のどちらを記入しますか？

入園希望月の勤務時間をご記入ください。ご提出いただいた就労証明書より就労時間や日数が減る場合は、選考結果に影響が出るため、保育課(☎0532-51-2322)へご相談ください。

Q1-4 申込期間内に就労証明書が間に合わない場合はどうしたらいいですか？

提出された書類で審査をしていますので、選考上不利な結果となる可能性があります(詳しくは15ページ「申請にあたっての注意点」をご確認ください)。早めに会社に依頼する等の準備をしてください。

Q1-5 これから仕事を探す予定ですが、利用申込みはできますか？

仕事を探している又は起業準備をしている場合には「求職活動」の認定を受けることができます。認定期間は3か月間となります。

Q1-6 これから転職予定です。就労証明書は現在の勤務先または新しい勤務先のどちらが必要ですか？

利用を希望する月以降に勤務する会社の就労証明書をご提出ください。

Q1-7 就労証明書の内容が間違っている場合、どのように修正すればよいですか？

保護者本人が修正するのではなく、必ず勤務先に修正を依頼してください。修正箇所には二重線を引き、余白に正しい情報をご記入ください。修正テープや修正ペンは使わないでください。また、訂正印は不要です。なお、本人が修正したことが発覚した場合、認定取消(退園)になる場合があります。

Q1-8 申請書類の記入を間違えた場合、どのように修正すればよいですか？

修正箇所に二重線を引き、余白に正しい情報をご記入ください。修正テープや修正ペンは使わないでください。なお、訂正印は不要です。

Q1-9 令和8年度の申込みと令和9年度の申込みを考えていますが、両方申し込むことは可能ですか？

可能です。令和8年度分と令和9年度分の申込み書類を別々に用意していただき、それぞれの申込受付期間に第1希望園または保育課へご提出ください。6ページに記載がありますが、同一施設を併願する場合は、必ず保育施設へ併願する旨を事前にお伝えください。両方の内定が決まった場合は、どちらかの内定園の取下げの手続きが必要となりますので、速やかに市役所保育課へお越しください。

Q1-10 認可保育施設と幼稚園との併願はできますか？

可能ですが、両施設とも入園の内定が出た際は片方の園を内定辞退することになり、他の入園希望者の入園可能枠を削ってしまうことになります。内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出たり他の入園希望者にも影響を与えたりしますので、園見学等を行い園の先生とご相談のうえ、お申込みください。

Q1-11 窓口センターへ利用申込み書類を提出することはできますか？

窓口センターでは申込書類の提出はできません。申込期間内に第1希望園または保育課へ提出してください。事情があって持参できない場合は、保育課入所グループ宛てに郵送してください。受付期間内に届いたもの(受付期間最終日の消印有効)のみ受付させていただきます。
宛先を「豊橋市役所保育課入所グループ」とし、朱書きで「保育所入園申込書類在中」と記載をお願いいたします。郵送途中での紛失等については一切責任を負うことができず、郵送物が届いているかの問い合わせについてもお答えすることができませんので、予めご了承ください。(書留郵便等の対応を推奨します。)

Q1-12	申込み書類提出後に追加の書類を提出することはできますか？
	<u>原則できませんので、書類の内容をしっかりと確認した上で提出をお願いします。</u>
Q1-13	空き状況・申込み状況は公表していますか？
	4月入園の一次申込については、空き状況を公表していません。4月入園の二次申込および年度途中入園に関しては、ホームページで空き状況を公表しています。 <u>申込開始日の数日前に公表予定</u> です。 申込み状況に関しては、4月入園、年度途中入園ともに公表していません。
Q1-14	利用申込みに際して、希望施設には必ず見学に行く必要はありますか？
	施設によって保育方針、雰囲気、延長保育の有無、諸経費等さまざまな違いがあります。お子さまが毎日通う施設ですので、事前にお子さまと一緒に見学してください。見学にあたっては、施設へ事前にご連絡のうえ、日程の調整を行ってください。
Q1-15	現在住んでいる校区とは別の校区の認可保育施設に利用申込みをすることはできますか？
	<u>市内の保育園・認定こども園であればどの園でも申込可能</u> です。例えば、ご自宅の近くではなく、勤務先に近い園に入園する方もいます。利用申込書には他の校区の認可保育施設も含め、希望する順番で記入してください。
Q1-16	豊橋市に転入する予定ですが、申込みの手続きはどのようにすればよいですか？
	豊橋市に在住の方と同様の申込方法です。申込期間内に必要書類をそろえたうえで第1希望園または保育課へ提出してください。なお、入園希望月の初日までに住民票が豊橋市内にないと原則入園できませんのでご注意ください。
Q1-17	豊橋市への転入の予定はありませんが、豊橋市の認可保育施設を申込みすることはできますか？
	保育認定については、原則お住いの市町村の園をご利用いただくことになります。 まずは、現在お住いの市町村にご相談ください。1号認定のご利用については、各園およびお住いの市町村にお尋ねください。
Q1-18	豊橋市に住所があります。豊橋市外の認可保育施設を利用するにはどのような手続きが必要ですか？
	希望する施設がある自治体の申込期間、必要書類等をご確認のうえ、保育課(☎ 0532-51-2322)までご連絡ください。 詳しくは23ページをご覧ください。
Q1-19	現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできますか？
	入園希望月1日時点のお子さまの月齢が希望する施設の受入可能月齢を超えていれば、申込みは可能です。 各施設の受入可能月齢は保育課ホームページでご確認いただくか、希望園へお問い合わせください。
Q1-20	申込みをした後に希望園の追加、変更をする場合はどのような手続きが必要ですか？
	申込みいただいた月の選考結果が出るまでは希望園の変更手続きをすることができません。 選考の結果、保留だった場合は、希望施設変更届にて希望施設を変更できます。その場合は、次の申込期間内にご提出ください。
Q1-21	空きのない施設にも申込みはできますか？
	申込みはできます。申込時点では空きのない施設であっても、直近で内定を取下げた児童がいた場合等に空きが出て、内定となる可能性があります。
Q1-22	希望施設の欄はすべて記入する必要はありますか？
	すべて記入する必要はありません。ご希望に応じて記入してください。ただし、より多くの施設をご記入いただいた方が、施設を利用できる可能性が高くなります。
Q1-23	きょうだいで申込みをする場合、書類は人数分必要ですか？
	<u>人数分必要</u> です。なお、家庭で保育ができないことの証明書類(就労証明書等)はきょうだいのいずれかに原本を添付していれば、それ以外の児童については写しでも構いません。
Q1-24	内定辞退または入園辞退するとペナルティはありますか？
	選考基準指数表の指数が次の申込みから減点されます。辞退された入園希望月が属する年度内において適用します。

Q2 教育・保育給付認定に関すること

Q2-1 月64時間以上働かない月がある場合、退園となりますか？

実働として64時間以下(標準時間認定は120時間以下)の就労が複数日ある場合は退園となります。
不測のお休みなどの可能性を考慮し、休憩時間を除いた就労時間が毎月64時間以上(標準時間認定は120時間以上)確保できるよう就労先にご相談ください。なお、複数の勤務先の合算した就労時間でも可能です。

Q2-2 就労認定において、1か月に必要な勤務日数に決まりはありますか？

勤務日数に決まりはありません。短時間認定で月64時間以上(休憩時間を除く)の就労が確認できることが必要です。

Q2-3 夜勤のみの仕事ですが、申込みはできますか？

夜勤のみのお仕事であっても申請は可能です。ただし、短時間認定で月64時間以上(休憩時間を除く)の就労が必須条件となります。

Q2-4 現在、就職先の内定をもらっていますが、保育を必要とする証明書としてはどの様式を提出すればよいですか？

就労内定先に「就労証明書」を記入していただき、ご提出ください。その場合は「就労」の事由での申請となります。

Q2-5 途中で仕事を辞めたら退園になりますか？

退職後に別の仕事を探すということであれば、求職活動への認定変更をしたうえで継続することは可能です。

Q2-6 現在、会社勤務ですが、第2子の出産を控えています。保育を必要とする事由はどのようにになりますか？

入園希望月において、妊娠・出産の認定期間内(産前2か月、産後8週)であれば「妊娠・出産」での申込みが可能です(多胎児の場合は出産予定日の前4か月から産後8週間経過後の月末まで)。詳しくは3～4ページをご覧ください。

Q2-7 保育を必要とする事由が複数ある場合はどうすればよいですか？

保育に必要な事由が複数ある場合も、1つの事由での認定となります。現状で保育の必要度が高い事由で申請をしてください。ただし、就労先が複数ある場合は、それぞれの「就労証明書」を提出してください。

Q2-8 保育の必要な理由が変わるときや保育時間(標準・短時間)を変更したいときはどうすればいいですか？

教育・保育給付認定の変更申請をする必要があります。受入体制の確保の必要もありますので、事前に園に相談のうえ、変更する月の前月20日(20日が土日祝の場合は前営業日)までに申請書に必要書類を添えて提出してください。申請書は保育課ホームページからダウンロードしてください。各園でも配付しています。必要書類については10～12ページをご覧ください。
※保育時間は就労時間など条件を満たしていないと、変更できない場合があります。

Q2-9 現在入園していますが、仕事が決まったため、認定内容等を変更したいのですがどうすればよいですか？

教育・保育給付認定の変更申請をする必要があります。受入体制の確保の必要もありますので、事前に園に相談のうえ、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」と「就労証明書」を在籍園へご提出ください。変更申請の申込期間は、認定内容等の変更を希望する月の前月20日(20日が土日祝の場合は前営業日)までです。詳しくは21ページをご覧ください。
※保育利用時間は就労時間など条件を満たしていないと、変更できない場合があります。

Q2-10 2人目を出産した場合、上の子は退園となりますか？

2人目の妊娠・出産前から、就労で入園している場合は、上の子は継続して入園することが可能です。下の子が1歳になるまで、または、法律に基づく育児休業を取得している場合は育児休業期間終了後に職場復帰をすることが必要です。

Q3 選考に関すること

Q3-1 選考はどのように行うのですか？

選考基準指数表に基づいて保育の必要性を指数化し、点数の高い方から順に、希望園の中から空きのある園へ入園の内定を行います。詳しくは13～16ページをご覧ください。

Q3-2 複数の施設の利用を希望した場合、どのように選考されますか？また第1希望のみ希望した場合には優先されますか？

希望順位の高い園から選考を行い、内定園を決定します。また、第1希望のみ記入された方と複数の施設を記入した方との選考上の優劣はありません。

Q3-3 選考上、申込みが早い方が有利になりますか？

早く提出しても選考上有利になることはありません。不備なく書類をそろえていただき、受付期間内にご提出ください。

Q3-4 育児休業からの職場復帰後は育児短時間勤務制度の利用を考えています。育児休業取得前と職場復帰後、どちらの勤務時間での選考となりますか？

育児短時間勤務の就労時間で選考を行います。

Q3-5 きょうだいで申込みをした場合、別々の施設になってしまうことはありますか？

指数表での加点により配慮していますが、申込の内容や状況により、別々の園に内定となる可能性はあります。保育施設等利用申込チェックリストにきょうだい申込に関する意向を記入していただく欄がありますので、ご家庭の状況に応じてご記入ください。詳しくは17～18ページをご覧ください。

Q3-6 希望順位が下位の施設に内定しました。第1希望の施設に空きができたなら移ることができますか？

一度内定した後で別の施設への入園を希望される場合には、翌月以降に再度申込みをする必要があります。この場合、内定を辞退した後に、新規入園の申込をする必要があるため、選考基準指数の減点対象となります。

Q3-7 入園後に転園することはできますか？

別の施設への転園希望の場合、新規の利用申込と同じ手続きをしていただく必要があります。詳しくは20ページをご覧ください。

Q3-8 転園先に内定後、事情により元の施設に戻ることはできますか？

希望施設の利用が内定した後に元の施設に戻ることはできません。ただし、転園の利用申込後の選考の結果、希望施設へ転園ができなかった場合に、在籍園へ引き続き通うことができます(継続利用を希望する場合のみ)。また、転園の申込をする際は、園の運営に影響がありますので、必ず在籍園へ転園の申込をすることを事前にお伝えください。

Q4 保育料・副食費に関すること

Q4-1	保育料や副食費の負担額はどのように決定するのですか？
	保育料や副食費の負担額は、原則、保護者の市町村民税所得割額に応じて決定します。父母が課税されていないときは、同居の祖父母等(別世帯だが同居している者、別居だが生計が同一の者を含む)最高課税者の税額による場合があります。令和9年度4～8月分については令和8年度市町村民税の額から、9月以降については令和9年度市町村民税の額から決定します。詳しくは24ページをご覧ください。
Q4-2	収入が未申告の場合はどうなりますか？
	税の申告内容が確認できない場合は、 <u>保育料が最高額となり副食費の補助対象にもなりません。収入がない場合も、収入の申告をしてください。</u>
Q4-3	年度途中で3号認定から2号認定に変わったのですが、保育料は変更になりますか？
	保育料は4月1日時点のクラス年齢で決定します。よって、同年度中(4月から3月まで)は3号認定区分の保育料が適用されます。
Q4-4	公立と私立の認可保育施設で保育料は異なりますか？
	保育料は公立でも私立でも変わりません。なお、施設によっては父母会費や制服代などの実費負担金等がかかる場合がありますので、別途必要となる費用の詳細は各園にお問い合わせください。
Q4-5	保育料の納付方法は施設によって異なりますか？
	保育料は毎月末日(12月は28日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)に口座振替により納入していただきます。やむを得ず現金で納入される方には、毎月中旬頃に納入通知書を郵送しますので、当月末日までに金融機関、またはコンビニエンスストアなどにて納入してください。 なお、私立認定こども園の場合は、保育料を各園で徴収しますので、支払い方法については、各園にお問い合わせください。
Q4-6	祖父母と同居していますが、保育料の算定の対象となりますか？
	保護者(父・母)に市町村民税の課税があれば、祖父母は算定の対象となりません。 <u>非課税の場合は、同居の祖父母等(別世帯だが同居している者、別居だが生計が同一の者を含む)最高課税者が算定の対象となる場合があります。</u>

Q5 育児休業に関すること

Q5-1 育児休業給付金を延長するためにはどのような手続きが必要になりますか？

育児休業給付金の延長方法につきましては、勤務先の担当者またはハローワークへお問い合わせください。

Q5-2 育児休業からの復職のため入園することになったが、入園月の翌月以降の職場復帰となってもよいですか？

入園月中に復職する必要があります。入園月は必ず実働(有給休暇等はカウントしない)で1日以上就労をし、入園月の翌月以降は64時間以上(標準時間認定は120時間以上)就労してください。

Q5-3 入園予定月に子どもの体調不良等で育児休業から復帰できそうになく、翌月以降の復職になりそうですが、問題ないですか？

就労認定(育児休業からの復帰を含む)で申し込まれている場合、入園月中の復帰を前提に「就労」の事由で保育所等の利用を認めていますので、入園月に就労する必要があります。万が一、入園月に就労復帰できない理由などがありましたら、分かり次第速やかに保育課(☎ 0532-51-2322)までご連絡ください。なお、復帰できていないことが後から判明した場合は、「認定取消」となり退所になる場合や保護者の費用負担が発生する場合がございます。

Q5-4 両親共に育児休業を取得した場合、園は継続できますか？

可能です。上の子が在園しており、父母ともに下の子のための育児休業を取得されたとしても、育児休業への認定変更が可能なため、上の子は園を継続できます。

Q5-5 育児休業を延長するにあたり、利用開始希望月の翌月以降も園に入れないことを証明する書類を発行してもらうことはできますか？また、その際はどのような手続きが必要となりますか？

利用開始希望月の入園が叶わなかった場合、保育施設等利用保留通知書を発送いたします。また、保留の有効期限に応じて翌月以降も自動的に選考対象となり、選考の結果入園が叶わなければ、改めて保育施設等利用保留通知書を発行いたします。

Q5-6 「育児休業」認定の場合、必要な書類は何ですか？

法律に基づく育児休業を利用している方は、育児休業期間のわかる書類が必要です。育児休業期間の分かる書類は、指定の様式がないため、勤務先の様式で提出してください。就労証明書でも可能です。法律に基づく育児休業を利用していない場合は、申立書を保育課ホームページからダウンロードし、提出してください。

Q6 その他

Q6-1 ならし保育の期間は必要ですか？

初めての環境に慣れるための大切な期間です。子どもの様子を見ながら進めていきますので、入園当初から長い時間のお預かりは対応できません。仕事の時間等の調整を検討してください。

Q6-2 食物アレルギーへの対応はできますか？

生活管理指導表が必要です。除去食の提供にあたっては、各園の状況により、弁当の持参となる場合もあります。詳しくは、園へお問合せください。

Q6-3 こどもの発達について気になっていますが、入園できますか？

心配なお気持ちがある場合は、こども発達センターなどへ相談ができます。子どもの発達に合わせた適切な施設への入園を考えましょう。特別支援保育の申込みも可能です。詳しくは27～28ページをご覧ください。

Q6-4 公立園と私立園の違いはありますか？

保育料は、公立・私立とも同じですが、主食費・副食費は各園で異なります。また、保育内容についても地域の特色や園の伝統等により違いはありますが、基本的には同じです。

Q6-5 保育園等への入園準備はいつから始めたらいいですか？

保育園等への入園準備は各ご家庭の状況にあわせてそれぞれのタイミングで始めていくことをおすすめします。入園は1か月単位で可能ですが、定員等もあるので園庭開放等を利用して早めに相談することが大切です。



【豊橋市保育課ホームページ】



豊橋市こども未来部保育課(東館2F)

TEL 0532-51-2322

FAX 0532-56-5133

